

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 総則（参考資料）</p> <p>第 1 節 用語の定義</p> <p>積算基準 : 適用範囲, 業務費構成, 構成費目の内容, 積算方法等, 積算に係わる基準を定めたもの。</p> <p>標準歩掛 : 単位作業量, 業務に必要な技術者等の職種, 人員数, 材料の種類・使用量, 機械の機種・規格・運転時間, 各種条件に対する補正方法等を定めたもの。</p> <p>適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。</p> <p>作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。</p> <p>参考資料 : 積算基準, 標準歩掛の統一的な運用を図るために, 歩掛の運用方法, 数量の算出方法, 業務のフロー図, 積算例等をまとめたもの。</p> <p>フロー図 : 業務の流れ, 区分・項目, 関連事項との対比を整理した図。</p> <p>積算例 : 標準歩掛において, 各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。</p> <p>物価資料 : 「建設物価」, 「積算資料」をいう。</p> <p>第 2 節 設計等における数値の扱い</p> <p>2-1 設計価格等の扱い</p> <p>設計に使用する価格は, 原則として, 入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし, 消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については, 次式により求めた価格とする。</p> <p style="text-align: center;">(設計に使用する価格) = (内税価格) ÷ (1 + 消費税率)</p> <p>なお, 算出された価格に端数が生じる場合は, 1 円単位（1 円未満切捨て）とする。</p> <p>設計価格は, 標準歩掛による単価, 市場単価, 特別調査による単価, 見積もり等をもとに, 実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>2-2 端数処理等の方法</p> <p>(1) 数量</p> <p>数量に補正を行う場合, 補正係数を乗じた設計数量は, 小数第 3 位（小数第 4 位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）</p> <p>補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は, 1 円単位（1 円未満切捨て）とする。</p> <p>(3) 物価資料を用いる単価</p> <p>単価の決定は, 物価資料に掲載されている実勢価格を平均し, 単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し, 大きい方の有効桁が 3 桁未満のときは, 決定額の有効桁は 3 桁とする。また, 一方の資料にしか掲載のないものについては, その価格とする。なお, 適用時期は毎月とする。</p> <p><例> 1)</p> <p>入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合</p> <p>建設物価 33,500 円（有効桁 3 桁）</p> <p>積算資料 34,000 円（有効桁 2 桁）</p> <p>平均額 33,750 円</p> <p>決定額 33,700 円（有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て）</p> <p><例> 2)</p> <p>入力単価の有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合</p> <p>建設物価 560 円（有効桁 2 桁）</p> <p>積算資料 570 円（有効桁 2 桁）</p> <p>平均額 565 円</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 総則（参考資料）</p> <p>第 1 節 用語の定義</p> <p>積算基準 : 適用範囲, 業務費構成, 構成費目の内容, 積算方法等, 積算に係わる基準を定めたもの。</p> <p>標準歩掛 : 単位作業量, 業務に必要な技術者等の職種, 人員数, 材料の種類・使用量, 機械の機種・規格・運転時間, 各種条件に対する補正方法等を定めたもの。</p> <p>適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。</p> <p>作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。</p> <p>参考資料 : 積算基準, 標準歩掛の統一的な運用を図るために, 歩掛の運用方法, 数量の算出方法, 業務のフロー図, 積算例等をまとめたもの。</p> <p>フロー図 : 業務の流れ, 区分・項目, 関連事項との対比を整理した図。</p> <p>積算例 : 標準歩掛において, 各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。</p> <p>第 2 節 設計等における数値の扱い</p> <p>2-1 設計単価等の扱い</p> <p>設計に使用する単価は, 消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については, 次式により求めた単価とする。</p> <p style="text-align: center;">(設計に使用する単価) = (内税単価) ÷ (1 + 消費税率)</p> <p>なお, 算出された単価に端数が生じる場合は, 1 円単位（1 円未満切捨て）とする。</p> <p>2-2 端数処理等の方法</p> <p>(1) 数量</p> <p>数量に補正を行う場合, 補正係数を乗じた設計数量は, 小数第 3 位（小数第 4 位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）</p> <p>補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は, 1 円単位（1 円未満切捨て）とする。</p>	

(H26) 参 1-1-2

改 正	現 行	備 考
<p style="background-color: yellow;">決定額 565 円（最小有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）</p> <p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は，小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(5) 金額 各構成要素の金額（設計数量×単価）は 1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。</p> <p>(6) 雑品（地質調査業務についてののみ） 雑品は，個々の歩掛に示された割合を計上することとし，1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額</p> <p>1) 設計業務等 原則として，端数処理は行わない。</p> <p>2) 測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合，有効数字 4 桁（5 桁目以降切り捨て）とする。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として，端数処理は行わない。</p> <p>(9) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は，個別に明記されている場合を除き，パーセント表示の小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(10) 業務価格 業務価格は，10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし，単価契約は除くものとする。</p>	<p>(3) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は，小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(4) 金額 各構成要素の金額（設計数量×単価）は 1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。</p> <p>(5) 雑品（地質調査業務についてののみ） 雑品は，個々の歩掛に示された割合を計上することとし，1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。</p> <p>(6) 単価表の合計金額</p> <p>1) 設計業務等 原則として，端数処理は行わない。</p> <p>2) 測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合，有効数字 4 桁（5 桁目以降切り捨て）とする。</p> <p>(7) 内訳書の合計金額 原則として，端数処理は行わない。</p> <p>(8) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は，個別に明記されている場合を除き，パーセント表示の小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(9) 業務価格 業務価格は，10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし，単価契約は除くものとする。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>第 2 章 積算基準（参考資料）</p> <p>第 1 節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分</p> <p>参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量技術者 職種区分定義</p> <p>① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。</p> <p>⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p> <p>⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。</p> <p>(2) 地質調査技術者 職種区分定義</p> <p>① 地質調査技師：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。</p> <p>② 主任地質調査員：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</p> <p>③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。</p> <p>(3) 設計業務等技術者 職種区分定義</p> <p>① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。</p> <p>② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。</p> <p>③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。</p> <p>④ 技師（A）：一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、</p>	<p>第 2 章 積算基準（参考資料）</p> <p>第 1 節 積算基準</p> <p>1-1 技術者の職種区分</p> <p>参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。</p> <p>(1) 測量技術者 職種区分定義</p> <p>① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。 また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。</p> <p>② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。 また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。</p> <p>④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。</p> <p>⑤ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。</p> <p>⑥ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。</p> <p>⑦ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。</p> <p>⑧ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。</p> <p>(2) 地質調査技術者 職種区分定義</p> <p>① 地質調査技師：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。</p> <p>② 主任地質調査員：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</p> <p>③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。</p> <p>(3) 設計業務等技術者 職種区分定義</p> <p>① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。</p> <p>② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。</p> <p>③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。</p> <p>④ 技師（A）：一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、</p>	

(H26) 参 1-2-4

改 正	現 行	備 考																																																								
<p>1-3 旅費交通費 1-3-1 通勤及び宿泊の区分 (1) 通勤により業務を行う場合 通勤により業務を行えるかどうかの判断は下記を目安とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。 なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。 また、現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。</p> <p>1) 積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は片道距離 60km 程度）もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。 なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption style="text-align: center;">連絡車（ライトバン）運転費 1日当り単価表</caption> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6L/h×○h</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車（ライトバン）運転費には、運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費は、別途計上する。</p> <p>(2) 現地に滞在して業務を行う場合 上記（1）の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。 なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h	損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料	<p>1-3 旅費交通費 1-3-1 通勤及び宿泊の区分 (1) 通勤により業務を行う場合 通勤により業務を行えるかどうかの判断は下記を目安とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は当該業者が所在する市役所等とする。 なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。 また、現地での作業を伴う業務は連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とする。</p> <p>1) 積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は片道距離 60km 程度）もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。 なお、測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption style="text-align: center;">連絡車（ライトバン）運転費 1日当り単価表</caption> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6L/h×○h</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>ライトバン 1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡車（ライトバン）運転費には、運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</p> <p>2) 空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は、撮影士及び撮影助手の往復交通費は、本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお、操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。</p> <p>3) 設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費は、別途考慮する。</p> <p>(2) 現地に滞在して業務を行う場合 上記（1）の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。 なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h	損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要																																																				
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h																																																				
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																				
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要																																																				
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h																																																				
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料																																																				
〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																				

(H26) 参 1-2-5

改 正	現 行	備 考																																																																												
<p>1-3-2 旅費交通費の扱い</p> <p>(1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。</p> <p>(2) 鉄道運賃等</p> <p>1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</p> <p>2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</p> <p>3) 特急料金等については、下記により計上するものとする。</p> <p>① 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</p> <p>② 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</p> <p>(3) 宿泊料（国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合） 積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。</p> <p>(4) 日当（普通旅費） 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。 計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <p>(5) 日当・宿泊料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th rowspan="3">日 当</th> <th colspan="5">宿 泊 料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">普 通 旅 費</th> <th colspan="3">滞 在 日 額 旅 費</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>30日未 満</th> <th>30日 以上60日 未満</th> <th>60日 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者 理事・技師長、主任技師</td> <td style="text-align: center;">2,476 <i>1,238</i></td> <td style="text-align: center;">12,476</td> <td style="text-align: center;">11,238</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 測量船操縦士 地質調査技師</td> <td style="text-align: center;">2,095 <i>1,047</i></td> <td style="text-align: center;">10,380</td> <td style="text-align: center;">9,333</td> <td style="text-align: center;">8,752</td> <td style="text-align: center;">7,866</td> <td style="text-align: center;">7,000</td> </tr> <tr> <td>技術員 測量技師補, 測量助手 測量補助員 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員</td> <td style="text-align: center;">1,619 <i>809</i></td> <td style="text-align: center;">8,285</td> <td style="text-align: center;">7,428</td> <td style="text-align: center;">7,057</td> <td style="text-align: center;">6,352</td> <td style="text-align: center;">5,647</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。 2. 宿泊料は「旅館に宿泊する場合」を適用している。 3. 表中の金額については税抜き価格を記載している。 4. 斜体文字は、2分の1日当の金額を記載している。</p>	職 種	日 当	宿 泊 料					普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費			甲地方	乙地方	30日未 満	30日 以上60日 未満	60日 以上	主任技術者 理事・技師長、主任技師	2,476 <i>1,238</i>	12,476	11,238				技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 測量船操縦士 地質調査技師	2,095 <i>1,047</i>	10,380	9,333	8,752	7,866	7,000	技術員 測量技師補, 測量助手 測量補助員 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員	1,619 <i>809</i>	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647	<p>1-3-2 旅費交通費の扱い</p> <p>(1) 旅費交通費の算定において、普通日額旅費については積算上、計上しないものとする。</p> <p>(2) 鉄道運賃等</p> <p>1) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</p> <p>2) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</p> <p>3) 特急料金等については、下記により計上するものとする。</p> <p>① 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</p> <p>② 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</p> <p>(3) 宿泊料（国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合） 積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊料を計上する。</p> <p>(4) 日当（普通旅費） 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。 計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <p>(5) 日当・宿泊料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th rowspan="3">日 当</th> <th colspan="5">宿 泊 料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">普 通 旅 費</th> <th colspan="3">滞 在 日 額 旅 費</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>30日未 満</th> <th>30日 以上60日 未満</th> <th>60日 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者 理事・技師長、主任技師</td> <td style="text-align: center;">2,476 <i>1,238</i></td> <td style="text-align: center;">12,476</td> <td style="text-align: center;">11,238</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 地質調査技師</td> <td style="text-align: center;">2,095 <i>1,047</i></td> <td style="text-align: center;">10,380</td> <td style="text-align: center;">9,333</td> <td style="text-align: center;">8,752</td> <td style="text-align: center;">7,866</td> <td style="text-align: center;">7,000</td> </tr> <tr> <td>技術員 測量技師補, 測量助手 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員</td> <td style="text-align: center;">1,619 <i>809</i></td> <td style="text-align: center;">8,285</td> <td style="text-align: center;">7,428</td> <td style="text-align: center;">7,057</td> <td style="text-align: center;">6,352</td> <td style="text-align: center;">5,647</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」に定められた地域をいう。 2. 宿泊料は「旅館に宿泊する場合」を適用している。 3. 表中の金額については税抜き価格を記載している。 4. 斜体文字は、2分の1日当の金額を記載している。</p>	職 種	日 当	宿 泊 料					普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費			甲地方	乙地方	30日未 満	30日 以上60日 未満	60日 以上	主任技術者 理事・技師長、主任技師	2,476 <i>1,238</i>	12,476	11,238				技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 地質調査技師	2,095 <i>1,047</i>	10,380	9,333	8,752	7,866	7,000	技術員 測量技師補, 測量助手 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員	1,619 <i>809</i>	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647	
職 種			日 当	宿 泊 料																																																																										
				普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費																																																																								
	甲地方	乙地方		30日未 満	30日 以上60日 未満	60日 以上																																																																								
主任技術者 理事・技師長、主任技師	2,476 <i>1,238</i>	12,476	11,238																																																																											
技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 測量船操縦士 地質調査技師	2,095 <i>1,047</i>	10,380	9,333	8,752	7,866	7,000																																																																								
技術員 測量技師補, 測量助手 測量補助員 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員	1,619 <i>809</i>	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647																																																																								
職 種	日 当	宿 泊 料																																																																												
		普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費																																																																										
		甲地方	乙地方	30日未 満	30日 以上60日 未満	60日 以上																																																																								
主任技術者 理事・技師長、主任技師	2,476 <i>1,238</i>	12,476	11,238																																																																											
技師(A), 技師(B), 技師(C) 測量主任技師, 測量技師 操縦士, 整備士, 撮影士 地質調査技師	2,095 <i>1,047</i>	10,380	9,333	8,752	7,866	7,000																																																																								
技術員 測量技師補, 測量助手 撮影助手 主任地質調査員, 地質調査員	1,619 <i>809</i>	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647																																																																								

(H26) 参 1-2-7

改 正	現 行	備 考																																																																									
<p>1-3-5 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。</p> $D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2 \text{ (土曜, 日曜を休日とする場合)}$ <p>ただし、[] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。 $S_i = D_i \times (\text{技術者別編成人員})$</p> <p>$C_i$: 標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計 D_i : 補正された外業所要日数 S_i : 補正された外業延人日数 i : 測量技術者, 地質技術者, 設計技術者</p> <p>【計算例】 2級基準点測量 新点10点, 基準点設置 新点10点 地上埋設 (上面舗装)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分 i</th> <th>現行外業 所要日数 C_i</th> <th>休日 補正日数 $[(C_i-1)/5] \times 2$</th> <th>補正後外業 所要日数 D_i</th> <th>外業 編成人員 (人)</th> <th>補正後 延人日数 S_i</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 技 師</td> <td>16.5</td> <td>6</td> <td>22.5</td> <td>1</td> <td>22.5</td> <td>選点, 伐採, 設置, 観測</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">測 量 技 師 補</td> <td>16.5</td> <td>6</td> <td>22.5</td> <td>1</td> <td>22.5</td> <td>選点, 伐採, 設置</td> </tr> <tr> <td>4.0</td> <td>0</td> <td>4.0</td> <td>3</td> <td>12.0</td> <td>観測</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">測 量 補 助 員</td> <td>2.0</td> <td>0</td> <td>2.0</td> <td>1</td> <td>2.0</td> <td>伐採</td> </tr> <tr> <td>3.5</td> <td>0</td> <td>3.5</td> <td>3</td> <td>10.5</td> <td>観測</td> </tr> <tr> <td>6.0</td> <td>2</td> <td>8.0</td> <td>2</td> <td>16.0</td> <td>設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測量技師補の外業編成人員は、観測のみ異なるため分離して算出している。また、測量補助員の外業編成人員は、伐採、観測、設置で異なるため分離して算出している。したがって、補正後延人日数については、測量技師延日数22.5日、測量技師補34.5日、測量補助員28.5日となる。</p> <p>1-4 打合せ 打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛 (〇人/回) に、往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる交通費のみを計上する。 ただし、交通の便等により往復旅行時間にかかる直接人件費を含むことが適切でない場合は別途考慮するものとする。</p> <p>1-5 技術者単価 直接人件費の基準日額 (技術者単価) は、「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。</p>	区 分 i	現行外業 所要日数 C_i	休日 補正日数 $[(C_i-1)/5] \times 2$	補正後外業 所要日数 D_i	外業 編成人員 (人)	補正後 延人日数 S_i	備 考	測 量 技 師	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置, 観測	測 量 技 師 補	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置	4.0	0	4.0	3	12.0	観測	測 量 補 助 員	2.0	0	2.0	1	2.0	伐採	3.5	0	3.5	3	10.5	観測	6.0	2	8.0	2	16.0	設置	<p>1-3-5 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。</p> $D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2 \text{ (土曜, 日曜を休日とする場合)}$ <p>ただし、[] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。 $S_i = D_i \times (\text{技術者別編成人員})$</p> <p>$C_i$: 標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計 D_i : 補正された外業所要日数 S_i : 補正された外業延人日数 i : 測量技術者, 地質技術者, 設計技術者</p> <p>【計算例】 2級基準点測量 新点10点, 基準点設置 新点10点 地上埋設 (上面舗装)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分 i</th> <th>現行外業 所要日数 C_i</th> <th>休日 補正日数 $[(C_i-1)/5] \times 2$</th> <th>補正後外業 所要日数 D_i</th> <th>外業 編成人員 (人)</th> <th>補正後 延人日数 S_i</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 技 師</td> <td>16.5</td> <td>6</td> <td>22.5</td> <td>1</td> <td>22.5</td> <td>選点, 伐採, 設置, 観測</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">測 量 技 師 補</td> <td>16.5</td> <td>6</td> <td>22.5</td> <td>1</td> <td>22.5</td> <td>選点, 伐採, 設置</td> </tr> <tr> <td>4.0</td> <td>0</td> <td>4.0</td> <td>3</td> <td>12.0</td> <td>観測</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測量技師補の外業編成人員は、観測のみ異なるため分離して算出している。したがって、補正後延人日数については、測量技師延日数22.5日、測量技師補34.5日となる。</p> <p>1-4 設計 (打合せ) 協議 (1) 設計 (打合せ) 協議が、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛 (〇人/回) に、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる交通費のみを計上する。 標準歩掛に明記されていない場合は、往復旅行時間にかかる基準日額を含み0.5人/回を標準とし、往復旅行に係わる交通費のみを計上する。 ただし、双方の場合において、交通の便等により往復旅行時間にかかる基準日額を含むことが適切でない場合は別途考慮するものとする。</p> <p>(2) 設計業務等における設計協議、現地調査等に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</p> <p>1-5 技術者・労務単価 直接人件費の基準日額 (技術者単価) は、「設計業務委託等技術者単価」によるものとし、労務単価は、「公共工事設計労務単価表」によるものとする。</p>	区 分 i	現行外業 所要日数 C_i	休日 補正日数 $[(C_i-1)/5] \times 2$	補正後外業 所要日数 D_i	外業 編成人員 (人)	補正後 延人日数 S_i	備 考	測 量 技 師	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置, 観測	測 量 技 師 補	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置	4.0	0	4.0	3	12.0	観測	
区 分 i	現行外業 所要日数 C_i	休日 補正日数 $[(C_i-1)/5] \times 2$	補正後外業 所要日数 D_i	外業 編成人員 (人)	補正後 延人日数 S_i	備 考																																																																					
測 量 技 師	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置, 観測																																																																					
測 量 技 師 補	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置																																																																					
	4.0	0	4.0	3	12.0	観測																																																																					
測 量 補 助 員	2.0	0	2.0	1	2.0	伐採																																																																					
	3.5	0	3.5	3	10.5	観測																																																																					
	6.0	2	8.0	2	16.0	設置																																																																					
区 分 i	現行外業 所要日数 C_i	休日 補正日数 $[(C_i-1)/5] \times 2$	補正後外業 所要日数 D_i	外業 編成人員 (人)	補正後 延人日数 S_i	備 考																																																																					
測 量 技 師	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置, 観測																																																																					
測 量 技 師 補	16.5	6	22.5	1	22.5	選点, 伐採, 設置																																																																					
	4.0	0	4.0	3	12.0	観測																																																																					

(H26) 参 2-1-2

改 正	現 行	備 考																																												
<p>のとする。また、路線測量・河川測量において基盤地図情報に該当する測量成果等は検定の対象とする。</p> <p>1-1-2 成果検定機関との成果の受渡し 成果検定機関との成果の受渡しは、郵送等により行うことを標準とし、成果検定に要する旅費交通費は計上しないものとする。</p> <p>1-1-3 成果検定料金 成果検定料金は、物価資料等を参考にして計上する。なお、地図作成等において、検定料金が地域条件等により区分されているものについては、その区分条件に応じた料金を使用する。</p> <p>1-2 標準歩掛上の率計上費目 標準歩掛における各費目の構成は表1-1-1によるものとし、原則として歩掛内の各費目の直接人件費に対する割合として率計上する。</p> <p style="text-align: center;">表1-1-1 標準歩掛上の率計上費目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費 目</th> <th style="text-align: center;">経費の内訳</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;">主要機械費</td> <td>歩掛表に明示される機械等の損料、使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑器材費</td> <td>上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">主要材料費</td> <td>歩掛表に明示される物品等の経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑 品 費</td> <td>上記以外の消耗品類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処理薬品費</td> <td>写真処理に関する経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">通信運搬費等</td> <td style="text-align: center;">通信運搬費</td> <td>電話代、切手代、宅配便代等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補 償 費</td> <td>伐木補償費、踏み荒らし料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑 費</td> <td>上記以外の費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3 全体計画及び現地踏査 路線測量及び河川測量の全体計画及び現地踏査は、単独の測量作業発注（たとえば中心線測量のみ）の場合でも計上する。ただし、河川測量の現地踏査については、「複写」のみの場合は除く。</p> <p>1-4 地域差による変化率適用区分 地域差による変化率の適用区分は、表1-1-2を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	費 目	経費の内訳	摘 要	機械経費	主要機械費	歩掛表に明示される機械等の損料、使用料	雑器材費	上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費	材 料 費	主要材料費	歩掛表に明示される物品等の経費	雑 品 費	上記以外の消耗品類	処理薬品費	写真処理に関する経費	通信運搬費等	通信運搬費	電話代、切手代、宅配便代等	補 償 費	伐木補償費、踏み荒らし料	雑 費	上記以外の費用	<p>のとする。また、路線測量・河川測量において基盤地図情報に該当する測量成果等は検定の対象とする。</p> <p>1-1-2 成果検定機関との成果の受渡し 成果検定機関との成果の受渡しは、郵送等により行うことを標準とし、成果検定に要する旅費交通費は計上しないものとする。</p> <p>1-1-3 成果検定料金 成果検定料金は、物価資料（「積算資料」、「建設物価」をいう）を参考にして計上する。なお、地図作成等において、検定料金が地域条件等により区分されているものについては、その区分条件に応じた料金を使用する。また、必要に応じて、成果検定料金に電子成果品作成費を別途加算する。</p> <p>1-2 標準歩掛上の率計上費目 標準歩掛における各費目の構成は表1-1-1によるものとし、原則として歩掛内の各費目の直接人件費に対する割合として率計上する。</p> <p style="text-align: center;">表1-1-1 標準歩掛上の率計上費目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費 目</th> <th style="text-align: center;">経費の内訳</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;">主要機械費</td> <td>歩掛表に明示される機械等の損料、使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑器材費</td> <td>上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">主要材料費</td> <td>歩掛表に明示される物品等の経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑 品 費</td> <td>上記以外の消耗品類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処理薬品費</td> <td>写真処理に関する経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">通信運搬費等</td> <td style="text-align: center;">通信運搬費</td> <td>電話代、切手代、宅配便代等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補 償 費</td> <td>伐木補償費、踏み荒らし料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雑 費</td> <td>上記以外の費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3 全体計画及び現地踏査 路線測量及び河川測量の全体計画及び現地踏査は、単独の測量作業発注（たとえば中心線測量のみ）の場合でも計上する。ただし、河川測量の現地踏査については、「複写」のみの場合は除く。</p> <p>1-4 打合せ協議 複数の測量業務を同時に発注する場合の打合せ協議は、主たる業務の歩掛を適用するものとし、それ以外の業務については、必要に応じて中間の打合せ協議ができるものとする。</p> <p>1-5 地域差による変化率適用区分 地域差による変化率の適用区分は、表1-1-2を標準とする。</p>	費 目	経費の内訳	摘 要	機械経費	主要機械費	歩掛表に明示される機械等の損料、使用料	雑器材費	上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費	材 料 費	主要材料費	歩掛表に明示される物品等の経費	雑 品 費	上記以外の消耗品類	処理薬品費	写真処理に関する経費	通信運搬費等	通信運搬費	電話代、切手代、宅配便代等	補 償 費	伐木補償費、踏み荒らし料	雑 費	上記以外の費用	
費 目	経費の内訳	摘 要																																												
機械経費	主要機械費	歩掛表に明示される機械等の損料、使用料																																												
	雑器材費	上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費																																												
材 料 費	主要材料費	歩掛表に明示される物品等の経費																																												
	雑 品 費	上記以外の消耗品類																																												
	処理薬品費	写真処理に関する経費																																												
通信運搬費等	通信運搬費	電話代、切手代、宅配便代等																																												
	補 償 費	伐木補償費、踏み荒らし料																																												
	雑 費	上記以外の費用																																												
費 目	経費の内訳	摘 要																																												
機械経費	主要機械費	歩掛表に明示される機械等の損料、使用料																																												
	雑器材費	上記以外の器械及び耐久性消耗品類の経費																																												
材 料 費	主要材料費	歩掛表に明示される物品等の経費																																												
	雑 品 費	上記以外の消耗品類																																												
	処理薬品費	写真処理に関する経費																																												
通信運搬費等	通信運搬費	電話代、切手代、宅配便代等																																												
	補 償 費	伐木補償費、踏み荒らし料																																												
	雑 費	上記以外の費用																																												

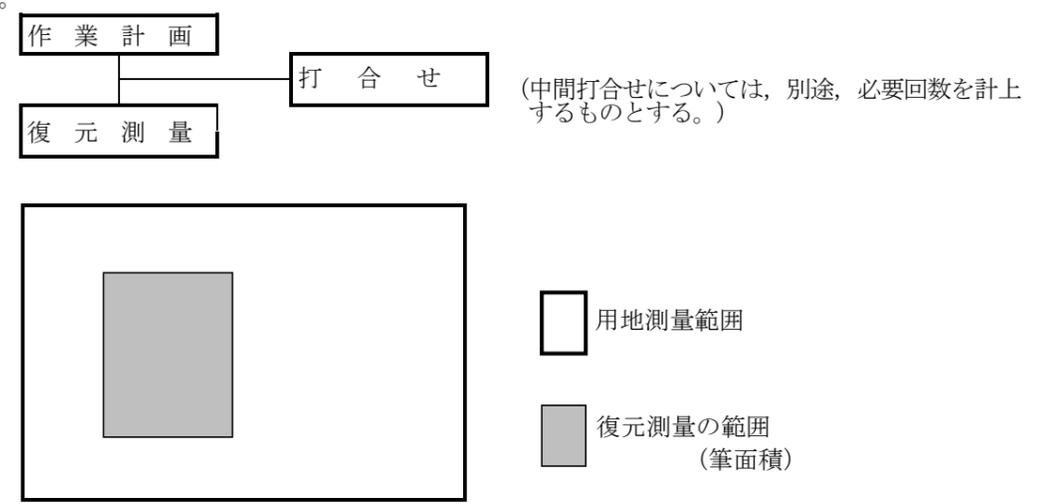
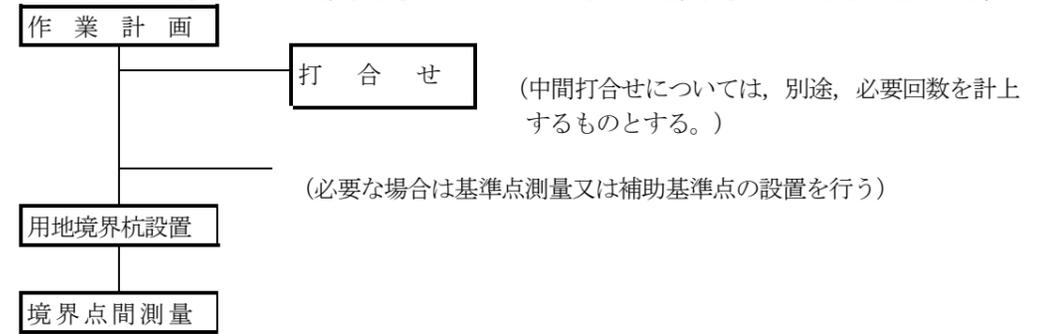
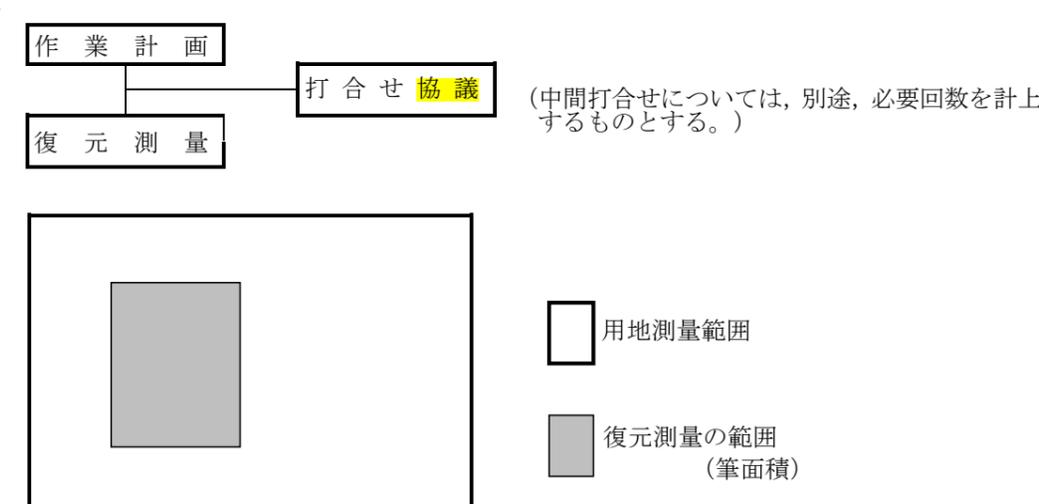
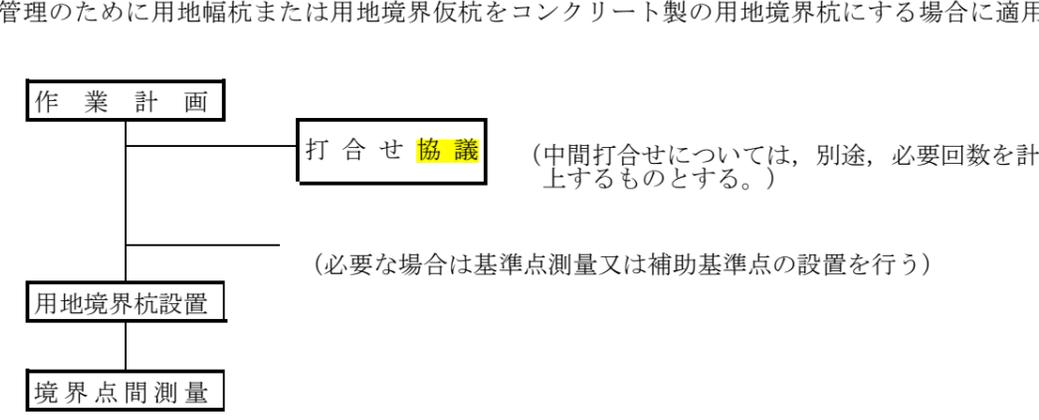
(H26) 参 2-1-4

改 正	現 行	備 考																														
<p>1-5 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の（１）又は（２）により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>（１） 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 （安全費）＝ {（直接測量費）－（往復経費）－（成果検定費）} ×（安全費率） 注）１．上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 ２．往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。</p> <p>安全費率は表 1-1-3 を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-3 安全費率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 域</th> <th style="text-align: center;">大市街地</th> <th style="text-align: center;">市街地甲</th> <th style="text-align: center;">市街地乙 都市近郊</th> <th style="text-align: center;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">場 所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として現道上</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）１．地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。</p> <p>（２） （１）によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p>	地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他	場 所					主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<p>1-6 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の（１）又は（２）により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>（１） 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 （安全費）＝ {（直接測量費）－（往復経費）－（成果検定費）} ×（安全費率） 注）１．上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。 ２．往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する費用である。</p> <p>安全費率は表 1-1-3 を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-3 安全費率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 域</th> <th style="text-align: center;">大市街地</th> <th style="text-align: center;">市街地甲</th> <th style="text-align: center;">市街地乙 都市近郊</th> <th style="text-align: center;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">場 所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として現道上</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">3.5%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> <td style="text-align: center;">2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）１．地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。</p> <p>（２） （１）によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p>	地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他	場 所					主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他																												
場 所																																
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																												
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	そ の 他																												
場 所																																
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																												

(H26) 参 2-2-5

改 正	現 行	備 考
<p>第4節 用地測量 4-1 用地測量業務フローチャート</p> <p style="text-align: center;">作業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 作業計画 ② 打 合 せ ③ 現 地 踏 査 ④ 公図等の転写 ⑤ 転写連続図作成 連続図作成の必要があるか YES ⑥ 土地の登記記録調査 建物があるか YES ⑦ 建物の登記記録調査 ⑧ 地積測量図転写 ⑨ 権利者確認調査(当初調査) ⑩ 権利者確認調査(追跡調査) ⑪ 復元測量 (立会依頼書作成) ⑫ 境界確認 — 土地境界確認書作成 ☆ (必要に応じて基準点測量を行う) ⑭ 補助基準点の設置 ⑮ 境界測量 (トータルステーション) ⑯ 境界点間測量 ⑰ 用地境界仮杭設置 ⑱ 用地現況測量(建物等) ⑲ 面積計算 (トータルステーション) ⑳ 用地実測図原図作成 ㉑ 用地平面図作成 ㉒ 土地調書作成 ㉓ 成 果 物 提 出 	<p>第4節 用地測量 4-1 用地測量業務フローチャート</p> <p style="text-align: center;">作業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 作業計画 ② 打 合 せ 協 議 ③ 現 地 踏 査 ④ 公図等の転写 ⑤ 転写連続図作成 連続図作成の必要があるか YES ⑥ 土地の登記記録調査 建物があるか YES ⑦ 建物の登記記録調査 ⑧ 地積測量図転写 ⑨ 権利者確認調査(当初調査) ⑩ 権利者確認調査(追跡調査) ⑪ 復元測量 (立会依頼書作成) ⑫ 境界確認 — 土地境界確認書作成 ☆ (必要に応じて基準点測量を行う) ⑭ 補助基準点の設置 ⑮ 境界測量 (トータルステーション) ⑯ 境界点間測量 ⑰ 用地境界仮杭設置 ⑱ 用地現況測量(建物等) ⑲ 面積計算 (トータルステーション) ⑳ 用地実測図原図作成 ㉑ 用地平面図作成 ㉒ 土地調書作成 ㉓ 成 果 品 提 出 	<p style="text-align: center;">作業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 作業内容の確認, 作業計画書作成, 必要資料等の収集, 資料検討, 機材準備 ② 発注機関との打合せ (中間打合せについては基準書によるものとする) ③ 現地の状況把握, 範囲の確認等 ④ 閲覧申請書作成, 転写, 着色, 補足事項転記, 分割転写図合成, 製図 (トレース図) 転写作業者名等の記載 ⑤ 編集, 土地取得予定線・図葉界の記入, 製図(トレース), 作成作業者名記入 ⑥ 閲覧交付申請書作成, 登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領, 土地調査表作成 ⑦ 閲覧交付申請書作成, 登記事項証明書または登記簿謄本交付申請・受領, 建物調査表(一覧)・建物の登記記録等調査表(個人)作成 ⑧ 閲覧申請書作成, 転写 ⑨ 交付申請書作成, 法人登記簿謄本交付申請・受領, 権利者調査表作成, 連絡先調査 ⑩ 交付申請書作成, 相続関係説明図作成, 権利者調査表作成, 連絡先調査 ⑪ 資料調査(明示確定図, 地積測量図等), 現地踏査(境界点・基準点・引照点等観測), 変換計算, 逆打計算, 復元杭設置 ⑫ 資料作成, 立会日時・作業手順の検討, 立会依頼書・立会人名簿作成, 立会, 境界杭設置 ⑬ 土地境界確認書作成, 権利者・隣接者の署名・押印 ⑭ 既存基準点の成果表借用, 基準点検測, 踏査・選点, 観測, 杭設置, 計算, 基準点網図, 成果表作成 ⑮ 観測, 計算, 計算簿・境界点網図作成 ⑯ 観測, 座標値からの距離計算, 較差による判定 ⑰ 交点計算, 用地境界仮杭設置 ⑱ 細部測量, 編集済データの作成 ⑲ 座標法または数値三斜法による面積計算, 土地調査表への記入 ⑳ データ入力, 細部編集, 図化 ㉑ データ入力, 図化 ㉒ 土地調書の作成 <p>※成果物を提出する。(参考: 4-3 成果物一覧表)</p>

(H26) 参 2-2-6

改 正	現 行	備 考
<p>備考. 建物の登記記録調査でその戸数に含まれる建物の定義について 一画の敷地内において一所有者が所有する建物を一戸とする。 この場合、建物の登記記録において複数棟になっていても一戸とみなす。</p> <p>4-2 単独発注する場合の業務フローチャート</p> <p>(1) 復元測量 境界確認において、境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による境界杭の復元。</p>  <p>(2) 用地境界杭設置 用地管理のために用地幅杭または用地境界仮杭をコンクリート製の用地境界杭にする場合に適用する。</p> 	<p>備考. 建物の登記記録調査でその戸数に含まれる建物の定義について 一画の敷地内において一所有者が所有する建物を一戸とする。 この場合、建物の登記記録において複数棟になっていても一戸とみなす。</p> <p>4-2 単独発注する場合の業務フローチャート</p> <p>(1) 復元測量 境界確認において、境界を確定するうえで法務局において提出済の地積測量図他参考資料による境界杭の復元。</p>  <p>(2) 用地境界杭設置 用地管理のために用地幅杭または用地境界仮杭をコンクリート製の用地境界杭にする場合に適用する。</p> 	

(H26) 参 2-2-7

改 正	現 行			備 考																																																																																																										
<p>4-3 成果物一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 区 分</th> <th>成 果 物 の 名 称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 図 等 転 写</td> <td>公図等転写図</td> <td>不動産登記法 14 条第 1 項地図 法務局備え付け地図</td> </tr> <tr> <td>公図等転写連続図作成</td> <td>公図等転写連続図</td> <td>位置関係を整合させた連続地図</td> </tr> <tr> <td>土地の登記記録調査</td> <td>土地調査表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録調査</td> <td>建物調査表（一覧） 建物の登記記録等調査表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査 （当初調査）</td> <td>権利者調査表 戸籍簿等調査表 法人登記簿又は商業登記簿等調査表</td> <td>戸籍簿等謄本又は抄本を添付する 登記簿謄本又は抄本を添付する</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査 （追跡調査）</td> <td>権利者調査表 戸籍簿等調査表 相続関係説明図</td> <td>戸籍簿謄本又は抄本を添付する</td> </tr> <tr> <td>境 界 確 認</td> <td>立会人名簿 立会依頼通知書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地境界確認書作成</td> <td>土地境界確認書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助基準点の設置</td> <td>基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記</td> <td></td> </tr> <tr> <td>境 界 測 量</td> <td>基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>境界点間測量</td> <td>境界測量精度管理表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地境界仮杭設置</td> <td>杭設置箇所表示図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地実測図原図作成</td> <td>用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表</td> <td>ポリエステルフィルム ポリエステルフィルム</td> </tr> <tr> <td>面 積 計 算</td> <td>面積計算書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地 調 書 作 成</td> <td>土地調書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復 元 測 量</td> <td>復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿</td> <td>写真含む</td> </tr> <tr> <td>用地境界杭設置</td> <td>設置位置図 設置位置座標</td> <td>写真含む 用地境界杭一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考. 本表は、標準的な成果物一覧表であり、適用に当たっては、各発注機関が定める仕様書によるものとする。</p>	業 務 区 分	成 果 物 の 名 称	備 考	公 図 等 転 写	公図等転写図	不動産登記法 14 条第 1 項地図 法務局備え付け地図	公図等転写連続図作成	公図等転写連続図	位置関係を整合させた連続地図	土地の登記記録調査	土地調査表		建物の登記記録調査	建物調査表（一覧） 建物の登記記録等調査表		権利者確認調査 （当初調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 法人登記簿又は商業登記簿等調査表	戸籍簿等謄本又は抄本を添付する 登記簿謄本又は抄本を添付する	権利者確認調査 （追跡調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 相続関係説明図	戸籍簿謄本又は抄本を添付する	境 界 確 認	立会人名簿 立会依頼通知書		土地境界確認書作成	土地境界確認書		補助基準点の設置	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記		境 界 測 量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿		境界点間測量	境界測量精度管理表		用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図		用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表	ポリエステルフィルム ポリエステルフィルム	面 積 計 算	面積計算書		土 地 調 書 作 成	土地調書		復 元 測 量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	写真含む	用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標	写真含む 用地境界杭一覧表	<p>4-3 成果品一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 区 分</th> <th>成 果 品 の 名 称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 図 等 転 写</td> <td>公図等転写図</td> <td>不動産登記法 14 条第 1 項地図 法務局備え付け地図</td> </tr> <tr> <td>公図等転写連続図作成</td> <td>公図等転写連続図</td> <td>位置関係を整合させた連続地図</td> </tr> <tr> <td>土地の登記記録調査</td> <td>土地調査表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録調査</td> <td>建物調査表（一覧） 建物の登記記録等調査表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査 （当初調査）</td> <td>権利者調査表 戸籍簿等調査表 法人登記簿又は商業登記簿等調査表</td> <td>戸籍簿等謄本又は抄本を添付する 登記簿謄本又は抄本を添付する</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査 （追跡調査）</td> <td>権利者調査表 戸籍簿等調査表 相続関係説明図</td> <td>戸籍簿謄本又は抄本を添付する</td> </tr> <tr> <td>境 界 確 認</td> <td>立会人名簿 立会依頼通知書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地境界確認書作成</td> <td>土地境界確認書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助基準点の設置</td> <td>基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記</td> <td></td> </tr> <tr> <td>境 界 測 量</td> <td>基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>境界点間測量</td> <td>境界測量精度管理表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地境界仮杭設置</td> <td>杭設置箇所表示図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地実測図原図作成</td> <td>用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表</td> <td>ポリエステルフィルム ポリエステルフィルム</td> </tr> <tr> <td>面 積 計 算</td> <td>面積計算書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地 調 書 作 成</td> <td>土地調書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復 元 測 量</td> <td>復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿</td> <td>写真含む</td> </tr> <tr> <td>用地境界杭設置</td> <td>設置位置図 設置位置座標</td> <td>写真含む 用地境界杭一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考. 本表は、標準的な成果品一覧表であり、適用に当たっては、各発注機関が定める仕様書によるものとする。</p>	業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	備 考	公 図 等 転 写	公図等転写図	不動産登記法 14 条第 1 項地図 法務局備え付け地図	公図等転写連続図作成	公図等転写連続図	位置関係を整合させた連続地図	土地の登記記録調査	土地調査表		建物の登記記録調査	建物調査表（一覧） 建物の登記記録等調査表		権利者確認調査 （当初調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 法人登記簿又は商業登記簿等調査表	戸籍簿等謄本又は抄本を添付する 登記簿謄本又は抄本を添付する	権利者確認調査 （追跡調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 相続関係説明図	戸籍簿謄本又は抄本を添付する	境 界 確 認	立会人名簿 立会依頼通知書		土地境界確認書作成	土地境界確認書		補助基準点の設置	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記		境 界 測 量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿		境界点間測量	境界測量精度管理表		用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図		用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表	ポリエステルフィルム ポリエステルフィルム	面 積 計 算	面積計算書		土 地 調 書 作 成	土地調書		復 元 測 量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	写真含む	用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標	写真含む 用地境界杭一覧表	
業 務 区 分	成 果 物 の 名 称	備 考																																																																																																												
公 図 等 転 写	公図等転写図	不動産登記法 14 条第 1 項地図 法務局備え付け地図																																																																																																												
公図等転写連続図作成	公図等転写連続図	位置関係を整合させた連続地図																																																																																																												
土地の登記記録調査	土地調査表																																																																																																													
建物の登記記録調査	建物調査表（一覧） 建物の登記記録等調査表																																																																																																													
権利者確認調査 （当初調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 法人登記簿又は商業登記簿等調査表	戸籍簿等謄本又は抄本を添付する 登記簿謄本又は抄本を添付する																																																																																																												
権利者確認調査 （追跡調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 相続関係説明図	戸籍簿謄本又は抄本を添付する																																																																																																												
境 界 確 認	立会人名簿 立会依頼通知書																																																																																																													
土地境界確認書作成	土地境界確認書																																																																																																													
補助基準点の設置	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記																																																																																																													
境 界 測 量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿																																																																																																													
境界点間測量	境界測量精度管理表																																																																																																													
用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図																																																																																																													
用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表	ポリエステルフィルム ポリエステルフィルム																																																																																																												
面 積 計 算	面積計算書																																																																																																													
土 地 調 書 作 成	土地調書																																																																																																													
復 元 測 量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	写真含む																																																																																																												
用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標	写真含む 用地境界杭一覧表																																																																																																												
業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	備 考																																																																																																												
公 図 等 転 写	公図等転写図	不動産登記法 14 条第 1 項地図 法務局備え付け地図																																																																																																												
公図等転写連続図作成	公図等転写連続図	位置関係を整合させた連続地図																																																																																																												
土地の登記記録調査	土地調査表																																																																																																													
建物の登記記録調査	建物調査表（一覧） 建物の登記記録等調査表																																																																																																													
権利者確認調査 （当初調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 法人登記簿又は商業登記簿等調査表	戸籍簿等謄本又は抄本を添付する 登記簿謄本又は抄本を添付する																																																																																																												
権利者確認調査 （追跡調査）	権利者調査表 戸籍簿等調査表 相続関係説明図	戸籍簿謄本又は抄本を添付する																																																																																																												
境 界 確 認	立会人名簿 立会依頼通知書																																																																																																													
土地境界確認書作成	土地境界確認書																																																																																																													
補助基準点の設置	基準点成果表 基準点網図 観測手簿 計算簿 基準点精度管理表 点の記																																																																																																													
境 界 測 量	基準点一覧表（使用部分） 境界測量観測手簿																																																																																																													
境界点間測量	境界測量精度管理表																																																																																																													
用地境界仮杭設置	杭設置箇所表示図																																																																																																													
用地実測図原図作成	用地実測図原図 用地実測図原図精度管理表 用地平面図 用地平面図精度管理表	ポリエステルフィルム ポリエステルフィルム																																																																																																												
面 積 計 算	面積計算書																																																																																																													
土 地 調 書 作 成	土地調書																																																																																																													
復 元 測 量	復元箇所位置図 復元箇所座標又は観測手簿	写真含む																																																																																																												
用地境界杭設置	設置位置図 設置位置座標	写真含む 用地境界杭一覧表																																																																																																												

(H26) 参 2-2-8

改 正	現 行	備 考
<p>4-4 公共用地境界確定協議業務フローチャート この業務は、里道、水路等の管理者との境界確定協議を作成する必要がある場合のみ適用する。用地測量と同時発注とする。</p> <p>① 公共用地管理者との打合せ</p> <p>② 現況実測平面図作成</p> <p>③ 横断面図作成</p> <p>④ 依頼書作成</p> <p>⑤ 協議書作成</p> <p>※ 成果物提出</p> <p>備考. [] については用地測量と重複する部分である。</p>	<p>4-4 公共用地境界確定協議業務フローチャート この業務は、里道、水路等の管理者との境界確定協議を作成する必要がある場合のみ適用する。用地測量と同時発注とする。</p> <p>① 公共用地管理者との打合せ</p> <p>② 現況実測平面図作成</p> <p>③ 横断面図作成</p> <p>④ 依頼書作成</p> <p>⑤ 協議書作成</p> <p>※ 成果品提出</p> <p>備考. [] については用地測量と重複する部分である。</p>	

(H26) 参 2-2-9

改 正	現 行	備 考																																				
<p>4-5 成果物一覧表（公共用地境界確定協議）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">業 務 区 分</th> <th style="width: 50%;">成 果 品 の 名 称</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況実測平面図作成</td> <td>現況実測平面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図作成</td> <td>横断図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>依頼書作成</td> <td>公共用地境界確定協議依頼書 転写図 地図の連続図 土地の登記記録 位置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議書作成</td> <td>公共用地境界確定書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>土地境界確認説明記録簿</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考. 本表は、標準的な成果物一覧表であり、適用に当たっては、各発注機関が定める仕様書によるものとする。</p>	業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	備 考	現況実測平面図作成	現況実測平面図		横断図作成	横断図		依頼書作成	公共用地境界確定協議依頼書 転写図 地図の連続図 土地の登記記録 位置図		協議書作成	公共用地境界確定書		その他	土地境界確認説明記録簿		<p>4-5 成果品一覧表（公共用地境界確定協議）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">業 務 区 分</th> <th style="width: 50%;">成 果 品 の 名 称</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況実測平面図作成</td> <td>現況実測平面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図作成</td> <td>横断図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>依頼書作成</td> <td>公共用地境界確定協議依頼書 転写図 地図の連続図 土地の登記記録 位置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議書作成</td> <td>公共用地境界確定書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>土地境界確認説明記録簿</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考. 本表は、標準的な成果品一覧表であり、適用に当たっては、各発注機関が定める仕様書によるものとする。</p>	業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	備 考	現況実測平面図作成	現況実測平面図		横断図作成	横断図		依頼書作成	公共用地境界確定協議依頼書 転写図 地図の連続図 土地の登記記録 位置図		協議書作成	公共用地境界確定書		その他	土地境界確認説明記録簿		
業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	備 考																																				
現況実測平面図作成	現況実測平面図																																					
横断図作成	横断図																																					
依頼書作成	公共用地境界確定協議依頼書 転写図 地図の連続図 土地の登記記録 位置図																																					
協議書作成	公共用地境界確定書																																					
その他	土地境界確認説明記録簿																																					
業 務 区 分	成 果 品 の 名 称	備 考																																				
現況実測平面図作成	現況実測平面図																																					
横断図作成	横断図																																					
依頼書作成	公共用地境界確定協議依頼書 転写図 地図の連続図 土地の登記記録 位置図																																					
協議書作成	公共用地境界確定書																																					
その他	土地境界確認説明記録簿																																					

(H26) 参 3-1-1

改 正	現 行	備 考
<p>第3編 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 地質調査積算基準</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>1-1-1 市場単価が適用できる地質調査 ①機械ボーリング ②サンプリング ③サウンディング及び原位置試験 ④現場内小運搬（機械器具損料を除く） ⑤足場仮設 ⑥その他間接調査費</p> <p>1-1-2 市場単価の適用範囲以外の地質調査 ①現場内小運搬における機械器具損料 ②解析等調査業務</p> <p>1-1-3 標準歩掛を適用する地質調査 ①弾性波探査（スタッキング法・発破法） ②軟弱地盤技術解析 ③地すべり調査 ④電子成果品作成費</p> <p>1-2 地質調査業務の構成</p> <p>既実施資料面検討</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料の収集・現地調査 弾性波探査 ボーリング作業 標準貫入試験作業 サンプリング作業 孔内計測作業 原位置試験作業 現場透水試験 間隙水圧測定 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場内小運搬作業 足場仮設作業 機械組立解体作業 給水設備設置作業 <p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> 打合せ <p>[仮設等その他業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備・跡片づけ作業 借地・踏荒し補償 地点測量を含む 各種安全作業 施工管理業務 <p>調査孔閉塞作業</p> <p>工程管理, 精度管理</p> <p>C</p> <p>業務着手時 → 中間打合せ → 成果物納入時</p>	<p>第3編 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 地質調査積算基準</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>1-1-1 市場単価が適用できる地質調査 ①機械ボーリング ②サンプリング ③サウンディング及び原位置試験 ④現場内小運搬（機械器具損料を除く） ⑤足場仮設 ⑥その他間接調査費</p> <p>1-1-2 市場単価の適用範囲以外の地質調査 ①現場内小運搬における機械器具損料 ②解析等調査業務</p> <p>1-1-3 標準歩掛を適用する地質調査 ①弾性波探査（スタッキング法・発破法） ②軟弱地盤技術解析 ③地すべり調査 ④電子成果品作成費</p> <p>1-2 地質調査業務の構成</p> <p>既実施資料面検討</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存資料の収集・現地調査 弾性波探査 ボーリング作業 標準貫入試験作業 サンプリング作業 孔内計測作業 原位置試験作業 現場透水試験 間隙水圧測定 <p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場内小運搬作業 足場仮設作業 機械組立解体作業 給水設備設置作業 <p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> 打合せ 協議 <p>[仮設等その他業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備・跡片づけ作業 借地・踏荒し補償 地点測量を含む 各種安全作業 施工管理業務 <p>調査孔閉塞作業</p> <p>工程管理, 精度管理</p> <p>C</p> <p>業務着手時 → 中間打合せ 協議 → 成果品納入時</p>	

改 正	現 行	備 考																		
<p>第 2 章 地質調査運用（参考資料）</p> <p>1-1-4 その他</p> <p>(1) 岩分類に対する市場単価ボーリング規格 岩分類に対する市場単価のボーリング規格は下表を標準とする。</p> <p>(表略)</p> <p>(2) ボーリング（試錐）等においては、原則として既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ断面図等の作成、総合解析とりまとめ、協議打合せを計上するものとする。</p> <p>(3) 市場単価については、物価資料（「積算資料」、「建設物価」をいう）によるものとする。なお、現場内小運搬における機械器具損料及び解析等調査業務に係る単価は特別調査等により別途計上する。</p> <p>(4) 市場単価については、夜間作業は別途計上する。</p> <p>(5) 室内土質試験等は、物価資料を参考にして積算するものとし、直接調査費に計上する。</p> <p>1-2 運搬費の積算</p> <p>(表略)</p> <p>(1) 運搬費のうち資機材の運搬は、資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入、搬出とする。 （ここでいう積算上の基地とは、原則として現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする） 運搬機種は、2t, 3t, 4t の 2.9t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材 1 編成分）とするが、これにより難しい場合は別途計上する。</p> <p>(2) 土質と岩盤ボーリングが混在する場合、ボーリング、標準貫入試験等は、地質区分に応じた機種、規格で積算するが、運搬費については、規格の大きい 1 機種を対象とする。</p> <p>(3) 機材及び足場材料等の標準重量について</p> <p>1) ボーリング機材（平坦地足場を含む）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格</th> <th>標準重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土質ボーリング</td> <td>ボーリングマシン 3.7kw級</td> <td>1,300kg</td> </tr> <tr> <td>岩盤ボーリング</td> <td>ボーリングマシン 5.5kw級</td> <td>1,900kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 本重量には、ボーリングマシン、ボーリングポンプ、ボーリング櫓、ロッド、コアチューブ、ケーシング、セメント、ベントナイト、標本箱、各種工具等を含む。 2. 岩盤ボーリングで深度が 100m を超える場合は別途計上する。</p>	区 分	規 格	標準重量	土質ボーリング	ボーリングマシン 3.7kw級	1,300kg	岩盤ボーリング	ボーリングマシン 5.5kw級	1,900kg	<p>第 2 章 地質調査運用（参考資料）</p> <p>1-1-4 その他</p> <p>(1) 岩分類に対する市場単価ボーリング規格 岩分類に対する市場単価のボーリング規格は下表を標準とする。</p> <p>(表略)</p> <p>(2) ボーリング（試錐）等においては、原則として既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ断面図等の作成、総合解析とりまとめ、協議打合せを計上するものとする。</p> <p>(3) 市場単価については、物価資料（「積算資料」、「建設物価」をいう）によるものとする。なお、現場内小運搬における機械器具損料及び解析等調査業務に係る単価は特別調査等により別途考慮する。</p> <p>(4) 市場単価については、夜間作業は別途考慮とする。</p> <p>(5) 室内土質試験等は、物価資料を参考にして積算するものとし、直接調査費に計上する。</p> <p>1-2 運搬費の積算</p> <p>(表略)</p> <p>(1) 運搬費のうち資機材の運搬は、資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入、搬出とする。 （ここでいう積算上の基地とは、原則として現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする） 運搬機種は、2t, 3t, 4t の 2.9t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材 1 編成分）とするが、これにより難しい場合は別途考慮する。</p> <p>(2) 土質と岩盤ボーリングが混在する場合、ボーリング、標準貫入試験等は、地質区分に応じた機種、規格で積算するが、運搬費については、規格の大きい 1 機種を対象とする。</p> <p>(3) 機材及び足場材料等の標準重量について</p> <p>1) ボーリング機材（平坦地足場を含む）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格</th> <th>標準重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土質ボーリング</td> <td>ボーリングマシン 3.7kw級</td> <td>1,300kg</td> </tr> <tr> <td>岩盤ボーリング</td> <td>ボーリングマシン 5.5kw級</td> <td>1,900kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 本重量には、ボーリングマシン、ボーリングポンプ、ボーリング櫓、ロッド、コアチューブ、ケーシング、セメント、ベントナイト、標本箱、各種工具等を含む。 2. 岩盤ボーリングで深度が 100m を超える場合は別途とする。</p>	区 分	規 格	標準重量	土質ボーリング	ボーリングマシン 3.7kw級	1,300kg	岩盤ボーリング	ボーリングマシン 5.5kw級	1,900kg	
区 分	規 格	標準重量																		
土質ボーリング	ボーリングマシン 3.7kw級	1,300kg																		
岩盤ボーリング	ボーリングマシン 5.5kw級	1,900kg																		
区 分	規 格	標準重量																		
土質ボーリング	ボーリングマシン 3.7kw級	1,300kg																		
岩盤ボーリング	ボーリングマシン 5.5kw級	1,900kg																		

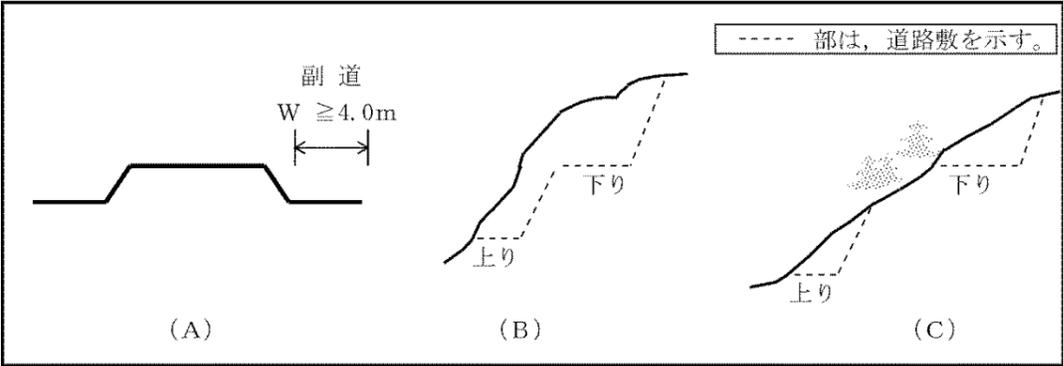
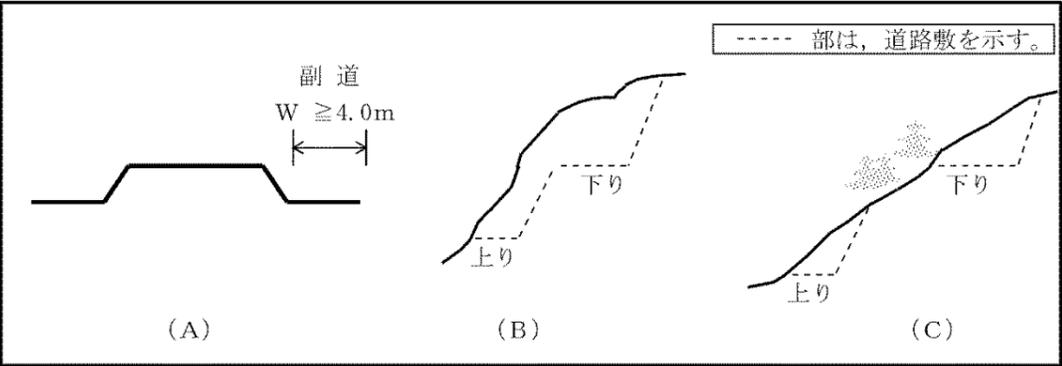
(H26) 参 3-2-4

改 正	現 行	備 考																								
<p>2) 足場材料等（仮囲い以外は平坦地足場の重量分を差し引いた重量）</p> <table border="1" data-bbox="379 304 736 651"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湿 地 足 場</td> <td>950kg</td> </tr> <tr> <td>傾 斜 地 足 場</td> <td>900kg</td> </tr> <tr> <td>水 上 足 場 (水深 1 m未満)</td> <td>1,500kg</td> </tr> <tr> <td>水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)</td> <td>1,950kg</td> </tr> <tr> <td>環境保全(仮囲い)</td> <td>250kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 傾斜地足場の重量は、垂直ボーリングで深度 80m以下、地形傾斜 15° ~30° を標準としており、これ以外のケースは別途計上する。 2. モノレール運搬、索道運搬を行う場合の機材は別途計上する。 3. 配管給水を行う場合の機材は別途計上する。</p>	区 分	標準重量	湿 地 足 場	950kg	傾 斜 地 足 場	900kg	水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg	水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg	環境保全(仮囲い)	250kg	<p>2) 足場材料等（仮囲い以外は平坦地足場の重量分を差し引いた重量）</p> <table border="1" data-bbox="1635 304 1991 651"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>標準重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湿 地 足 場</td> <td>950kg</td> </tr> <tr> <td>傾 斜 地 足 場</td> <td>900kg</td> </tr> <tr> <td>水 上 足 場 (水深 1 m未満)</td> <td>1,500kg</td> </tr> <tr> <td>水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)</td> <td>1,950kg</td> </tr> <tr> <td>環境保全(仮囲い)</td> <td>250kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 傾斜地足場の重量は、垂直ボーリングで深度 80m以下、地形傾斜 15° ~30° を標準としており、これ以外のケースは別途とする。 2. モノレール運搬、索道運搬を行う場合の機材は別途とする。 3. 配管給水を行う場合の機材は別途とする。</p>	区 分	標準重量	湿 地 足 場	950kg	傾 斜 地 足 場	900kg	水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg	水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg	環境保全(仮囲い)	250kg	
区 分	標準重量																									
湿 地 足 場	950kg																									
傾 斜 地 足 場	900kg																									
水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg																									
水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg																									
環境保全(仮囲い)	250kg																									
区 分	標準重量																									
湿 地 足 場	950kg																									
傾 斜 地 足 場	900kg																									
水 上 足 場 (水深 1 m未満)	1,500kg																									
水上足場(水深 1 m 以上 3 m未満)	1,950kg																									
環境保全(仮囲い)	250kg																									

(H26) 参 3-2-5

改 正	現 行	備 考																																																
<p>第2節 サウンディング及び原位置試験</p> <p>2-1 現場透水試験 現場透水試験の適用は下表を標準とする。 なお、礫層のように非常に透水性の高い土層では、間隙水圧測定(水頭測定)によることを標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>地下水状態</th> <th>土 質 状 態</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーガー法</td> <td>自由水</td> <td>砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立</td> <td>試験深度も地下水位も比較的浅い場合</td> </tr> <tr> <td>ケーシング法</td> <td>自由水</td> <td>砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>一重管法</td> <td>被水圧</td> <td>砂質土 明確な不透水層が存在する</td> <td>地下水位が深い場合</td> </tr> <tr> <td>二重管法</td> <td>被水圧</td> <td>砂質土 明確な不透水層が存在しない場合</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>揚水法</td> <td>被水圧 自由水</td> <td>砂質土</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 本表は標準的な試験方法であり、土質条件、試験深度等によりこれによりがたい場合は別途計上する。 2. 注水法は対象とならないため、別途計上する。</p>	名 称	地下水状態	土 質 状 態	摘 要	オーガー法	自由水	砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立	試験深度も地下水位も比較的浅い場合	ケーシング法	自由水	砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊	"	一重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在する	地下水位が深い場合	二重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在しない場合	"	揚水法	被水圧 自由水	砂質土	"	<p>第2節 サウンディング及び原位置試験</p> <p>2-1 現場透水試験 現場透水試験の適用は下表を標準とする。 なお、礫層のように非常に透水性の高い土層では、間隙水圧測定(水頭測定)によることを標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>地下水状態</th> <th>土 質 状 態</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーガー法</td> <td>自由水</td> <td>砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立</td> <td>試験深度も地下水位も比較的浅い場合</td> </tr> <tr> <td>ケーシング法</td> <td>自由水</td> <td>砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>一重管法</td> <td>被水圧</td> <td>砂質土 明確な不透水層が存在する</td> <td>地下水位が深い場合</td> </tr> <tr> <td>二重管法</td> <td>被水圧</td> <td>砂質土 明確な不透水層が存在しない場合</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>揚水法</td> <td>被水圧 自由水</td> <td>砂質土</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 本表は標準的な試験方法であり、土質条件、試験深度等によりこれによりがたい場合は別途考慮する。 2. 注水法は対象とならないため、別途考慮。</p>	名 称	地下水状態	土 質 状 態	摘 要	オーガー法	自由水	砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立	試験深度も地下水位も比較的浅い場合	ケーシング法	自由水	砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊	"	一重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在する	地下水位が深い場合	二重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在しない場合	"	揚水法	被水圧 自由水	砂質土	"	
名 称	地下水状態	土 質 状 態	摘 要																																															
オーガー法	自由水	砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立	試験深度も地下水位も比較的浅い場合																																															
ケーシング法	自由水	砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊	"																																															
一重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在する	地下水位が深い場合																																															
二重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在しない場合	"																																															
揚水法	被水圧 自由水	砂質土	"																																															
名 称	地下水状態	土 質 状 態	摘 要																																															
オーガー法	自由水	砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立	試験深度も地下水位も比較的浅い場合																																															
ケーシング法	自由水	砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊	"																																															
一重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在する	地下水位が深い場合																																															
二重管法	被水圧	砂質土 明確な不透水層が存在しない場合	"																																															
揚水法	被水圧 自由水	砂質土	"																																															

(H26) 参 4-1-1

改 正	現 行	備 考
<p>第 4 編 土木設計業務</p> <p>第 1 章 土木設計業務運用（参考資料）</p> <p>第 1 節 道路計画・設計</p> <p>1-1 道路予備・予備修正・詳細設計</p> <p>1-1-1 複断面補正の考え方</p> <p>複断面の適用は下図による。</p>  <p>(A) : 自動車交通を許す副道 (W=4.0 m以上) で特に縦断設計について本線とは別に検討する場合に適用する。</p> <p>(B) : 適用する。</p> <p>(C) : 上り, 下りの総延長で積算するので適用しない。(上下車線の間が道路敷とならない場合)</p> <p>1-1-2 設計延長の控除</p> <p>道路予備設計 (B) 及び道路詳細設計の設計延長については, 本線設計区間内における延長 20m以上の構造物 (橋梁, トンネル) は, その延長を控除する。ただし, 高架橋等において副道 (4.0m以上) が高架下にある場合は, その延長は控除しない。</p> <p>1-2 各歩掛補正の算出例</p> <p>1-2-1 道路予備設計 (A)</p> <p>設計例として, 設計延長を 5 kmとし以下の条件で設計積算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地 (複断面・6車線) 1 km, 平地 2 km (4車線), 山地 2 km (4車線) ・暫定計画 : 無し ・歩道設計 (両側) : 有り ・環境関連施設 : 無し ・特殊法面 : 無し ・工区区分 : 無し ・地盤改良 : 無し 	<p>第 4 編 設計業務</p> <p>第 1 章 設計業務運用（参考資料）</p> <p>第 1 節 道路計画・設計</p> <p>1-1 道路予備・予備修正・詳細設計</p> <p>1-1-1 複断面補正の考え方</p> <p>複断面の適用は下図による。</p>  <p>(A) : 自動車交通を許す副道 (W=4.0 m以上) で特に縦断設計について本線とは別に検討する場合に適用する。</p> <p>(B) : 適用する。</p> <p>(C) : 上り, 下りの総延長で積算するので適用しない。(上下車線の間が道路敷とならない場合)</p> <p>1-1-2 設計延長の控除</p> <p>道路予備設計 (B) 及び道路詳細設計の設計延長については, 本線設計区間内における延長 20m以上の構造物 (橋梁, トンネル) は, その延長を控除する。ただし, 高架橋等において副道 (4.0m以上) が高架下にある場合は, その延長は控除しない。</p> <p>1-2 各歩掛補正の算出例</p> <p>1-2-1 道路予備設計 (A)</p> <p>設計例として, 設計延長を 5 kmとし以下の条件で設計積算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地 (複断面・6車線) 1 km, 平地 2 km (4車線), 山地 2 km (4車線) ・暫定計画 : 無し ・歩道設計 (両側) : 有り ・環境関連施設 : 無し ・特殊法面 : 無し ・工区区分 : 無し ・地盤改良 : 無し 	

(H26) 参 4-1-3

改 正	現 行	備 考																																																																																																																												
<p>1-3 道路設計における本線設計とそれに付属する設計の歩掛上の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設 計 区 分</th> <th style="width: 5%;">概 略</th> <th style="width: 5%;">予 備</th> <th style="width: 5%;">詳 細</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 構 造 物</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="4">『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6403・6404・6406・6408 条参照</td> </tr> <tr> <td>管 渠</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>山間部の法面処理・対策</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>側 道</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>平 面 交 差 点</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td rowspan="2">『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6412・6413・6415・6416・6417・6418 条参照</td> </tr> <tr> <td>I C</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>取 付 道 路</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td rowspan="4">『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6403・6404・6406 条参照</td> </tr> <tr> <td>付 替 水 路</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>擁 壁 ・ 函 渠</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>主要構造物の一般図</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>路 面 排 水 計 算</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="2">『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6404・6406・6408 条参照</td> </tr> <tr> <td>座 標 計 算</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>環 境</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 本線設計歩掛各区分に含まれる ● 別途積算 × 不要</p>	設 計 区 分	概 略	予 備	詳 細	備 考	小 構 造 物	×	○	○	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6403・6404・6406・6408 条参照	管 渠	○	○	○	山間部の法面処理・対策	○	○	○	側 道	○	○	○	平 面 交 差 点	×	●	●	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6412・6413・6415・6416・6417・6418 条参照	I C	×	●	●	取 付 道 路	○	○	●	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6403・6404・6406 条参照	付 替 水 路	○	○	●	擁 壁 ・ 函 渠	○	○	●	主要構造物の一般図	○	○	●	路 面 排 水 計 算	×	○	○	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6404・6406・6408 条参照	座 標 計 算	×	●	●	環 境	●	●	●		<p>1-3 道路設計における本線設計とそれに付属する設計の歩掛上の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設 計 区 分</th> <th style="width: 5%;">概 略</th> <th style="width: 5%;">予 備</th> <th style="width: 5%;">詳 細</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 構 造 物</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="4">『設計業務等共通仕様書』 第 6403・6404・6406・6408 条参照</td> </tr> <tr> <td>管 渠</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>山間部の法面処理・対策</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>側 道</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>平 面 交 差 点</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td rowspan="2">『設計業務等共通仕様書』 第 6412・6413・6415・6416・6417・6418 条参照</td> </tr> <tr> <td>I C</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>取 付 道 路</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td rowspan="4">『設計業務等共通仕様書』 第 6403・6404・6406 条参照</td> </tr> <tr> <td>付 替 水 路</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>擁 壁 ・ 函 渠</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>主要構造物の一般図</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>路 面 排 水 計 算</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="2">『設計業務等共通仕様書』 第 6404・6406・6408 条参照</td> </tr> <tr> <td>座 標 計 算</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>環 境</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 本線設計歩掛各区分に含まれる ● 別途積算 × 不要</p>	設 計 区 分	概 略	予 備	詳 細	備 考	小 構 造 物	×	○	○	『設計業務等共通仕様書』 第 6403・6404・6406・6408 条参照	管 渠	○	○	○	山間部の法面処理・対策	○	○	○	側 道	○	○	○	平 面 交 差 点	×	●	●	『設計業務等共通仕様書』 第 6412・6413・6415・6416・6417・6418 条参照	I C	×	●	●	取 付 道 路	○	○	●	『設計業務等共通仕様書』 第 6403・6404・6406 条参照	付 替 水 路	○	○	●	擁 壁 ・ 函 渠	○	○	●	主要構造物の一般図	○	○	●	路 面 排 水 計 算	×	○	○	『設計業務等共通仕様書』 第 6404・6406・6408 条参照	座 標 計 算	×	●	●	環 境	●	●	●		
設 計 区 分	概 略	予 備	詳 細	備 考																																																																																																																										
小 構 造 物	×	○	○	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6403・6404・6406・6408 条参照																																																																																																																										
管 渠	○	○	○																																																																																																																											
山間部の法面処理・対策	○	○	○																																																																																																																											
側 道	○	○	○																																																																																																																											
平 面 交 差 点	×	●	●	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6412・6413・6415・6416・6417・6418 条参照																																																																																																																										
I C	×	●	●																																																																																																																											
取 付 道 路	○	○	●	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6403・6404・6406 条参照																																																																																																																										
付 替 水 路	○	○	●																																																																																																																											
擁 壁 ・ 函 渠	○	○	●																																																																																																																											
主要構造物の一般図	○	○	●																																																																																																																											
路 面 排 水 計 算	×	○	○	『土木設計業務等共通仕様書（案）』 第 6404・6406・6408 条参照																																																																																																																										
座 標 計 算	×	●	●																																																																																																																											
環 境	●	●	●																																																																																																																											
設 計 区 分	概 略	予 備	詳 細	備 考																																																																																																																										
小 構 造 物	×	○	○	『設計業務等共通仕様書』 第 6403・6404・6406・6408 条参照																																																																																																																										
管 渠	○	○	○																																																																																																																											
山間部の法面処理・対策	○	○	○																																																																																																																											
側 道	○	○	○																																																																																																																											
平 面 交 差 点	×	●	●	『設計業務等共通仕様書』 第 6412・6413・6415・6416・6417・6418 条参照																																																																																																																										
I C	×	●	●																																																																																																																											
取 付 道 路	○	○	●	『設計業務等共通仕様書』 第 6403・6404・6406 条参照																																																																																																																										
付 替 水 路	○	○	●																																																																																																																											
擁 壁 ・ 函 渠	○	○	●																																																																																																																											
主要構造物の一般図	○	○	●																																																																																																																											
路 面 排 水 計 算	×	○	○	『設計業務等共通仕様書』 第 6404・6406・6408 条参照																																																																																																																										
座 標 計 算	×	●	●																																																																																																																											
環 境	●	●	●																																																																																																																											

(H26) 参 4-1-36

改 正	現 行	備 考
<p>第4節 橋梁設計</p> <p>4-1 橋梁予備設計</p> <p>4-1-1 積算についての注意事項</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 上下線が分離した橋梁</p> <p>1) 同一橋脚上に上下線個別に上部工が設けられている場合は1橋として計上する。なお、橋長については上下線の平均値を用いるものとする。</p> <p>(図略)</p> <p>2) 上下線個別の橋脚上にそれぞれ上部工が設けられている場合</p> <p>①橋長、幅員、構造、河川・道路・鉄道等の制約条件が同じ橋梁については1橋として計上する。</p> <p>②上記以外の場合（条件が異なる場合）は、橋長の長いものを基本構造物とし、標準歩掛を適用するとともに橋長の短い橋梁については、別途計上する。</p>	<p>第4節 橋梁設計</p> <p>4-1 橋梁予備設計</p> <p>4-1-1 積算についての注意事項</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 上下線が分離した橋梁</p> <p>1) 同一橋脚上に上下線個別に上部工が設けられている場合は1橋として計上する。なお、橋長については上下線の平均値を用いるものとする。</p> <p>(図略)</p> <p>2) 上下線個別の橋脚上にそれぞれ上部工が設けられている場合</p> <p>①橋長、幅員、構造、河川・道路・鉄道等の制約条件が同じ橋梁については1橋として計上する。</p> <p>②上記以外の場合（条件が異なる場合）は、橋長の長いものを基本構造物とし、標準歩掛を適用するとともに橋長の短い橋梁については、別途考慮する。</p>	

(H26) 参 4-1-37

改 正	現 行	備 考
<p>(4) 橋梁予備設計の積算例 (例) 設計条件；発注橋数1橋 [橋長280m, コントロール橋脚1基, 杭基礎(橋台1基, 橋脚1基)] 関係機関との協議資料作成有り, 現地踏査 [1橋], 設計協議 [標準回数]</p> <p>(図略)</p> <p>1) 電子計算機使用料 電子計算機使用料は, 標準歩掛の1%を直接経費として計上する。</p> <p>2) 橋長補正 補正係数算定表より, 300m未満の場合；$0.853 \times L + 36.025$ (%) したがって, 橋長280mより, $0.853 \times 280 + 36.025 = 274.865$ ≈ 274.9 (%) (小数2位を四捨五入し, 小数1位止とする)</p> <p>注) 橋長が3000mを超えるものについては別途計上する。</p> <p>3) 地震時保有水平耐力法による耐力照査 コントロールポイントとなる橋脚を1基有するため, 1基当たりの追加歩掛を橋長補正後の標準歩掛に加算する。</p> <p>4) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合の補正 杭基礎を必要とする場合は, 1橋当たり標準歩掛の10%を加算するが, 杭基礎を有する下部工の基数, 下部工の区分(橋台・橋脚)に関係なく, 一律とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(4) 橋梁予備設計の積算例 (例) 設計条件；発注橋数1橋 [橋長280m, コントロール橋脚1基, 杭基礎(橋台1基, 橋脚1基)] 関係機関との協議資料作成有り, 現地踏査 [1橋], 設計協議 [標準回数]</p> <p>(図略)</p> <p>1) 電子計算機使用料 電子計算機使用料は, 標準歩掛の1%を直接経費として計上する。</p> <p>2) 橋長補正 補正係数算定表より, 300m未満の場合；$0.853 \times L + 36.025$ (%) したがって, 橋長280mより, $0.853 \times 280 + 36.025 = 274.865$ ≈ 274.9 (%) (小数2位を四捨五入し, 小数1位止とする)</p> <p>注) 橋長が3000mを超えるものについては別途考慮する。</p> <p>3) 地震時保有水平耐力法による耐力照査 コントロールポイントとなる橋脚を1基有するため, 1基当たりの追加歩掛を橋長補正後の標準歩掛に加算する。</p> <p>4) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合の補正 杭基礎を必要とする場合は, 1橋当たり標準歩掛の10%を加算するが, 杭基礎を有する下部工の基数, 下部工の区分(橋台・橋脚)に関係なく, 一律とする。</p> <p>(後略)</p>	

(H26) 参 4-1-38

改 正	現 行	備 考
<p>5) 関係機関との協議資料作成 河川・道路管理者, J R 等関係管理者との協議用・説明用資料が別途必要な場合に 1 業務当たりの追加歩掛を加算する。</p> <p>6) 現地踏査 現地踏査として 1 業務当たりの歩掛を計上する。</p> <p>7) 設計協議 設計協議として 1 業務当たりの歩掛を計上する。なお, 標準回数は 4 回とする。 (着手時+中間時×2+成果品納入時)</p> <p>注) 着手時, 成果物納入時には原則として, 管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>8) その他 景観検討が必要な場合は別途計上するものとし, 追加歩掛として加算する。</p> <p>(後略)</p>	<p>5) 関係機関との協議資料作成 河川・道路管理者, J R 等関係管理者との協議用・説明用資料が別途必要な場合に 1 業務当たりの追加歩掛を加算する。</p> <p>6) 現地踏査 現地踏査として 1 業務当たりの歩掛を計上する。</p> <p>7) 設計協議 設計協議として 1 業務当たりの歩掛を計上する。なお, 標準回数は 4 回とする。 (着手時+中間時×2+成果品納入時)</p> <p>注) 着手時, 成果品納入時には原則として, 管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>8) その他 景観検討が必要な場合は別途考慮するものとし, 追加歩掛として加算する。</p> <p>(後略)</p>	

(H26) 参 4-1-39

改 正	現 行	備 考
<p>4-2 橋梁詳細設計</p> <p>4-2-1 積算についての注意事項</p> <p>1. 〈橋梁詳細設計全体〉</p> <p>(1) 1橋当りの歩掛</p> <p>1) 座標計算，施工計画，動的照査については，上部工，下部工，基礎工，架設工を全て含んだ1橋当りの歩掛として計上する。</p> <p>なお，1橋当りの歩掛には，1構造体として設計される橋梁に対して座標計画，施工計画，動的照査を行う為，橋種が異なる場合であっても連続高架橋は1橋分の歩掛を計上する。</p> <p>また，上下線の設計を行う場合，上下線で分離していて1構造体としての連続性がなければ2橋分を計上し，横断方向に上部工上下線を1下部工が担う場合は1連続体として計上する。</p> <p>2) 標準歩掛に記載している上部工橋種及び適用条件以外の場合は，別途計上するものとする。 (例：少数主桁橋は標準歩掛に記載している上部工橋種として記載が無いため別途計上する。)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 鋼橋の設計における疲労設計</p> <p>鋼橋の設計において，疲労設計については，現行歩掛に含まれる。</p> <p>ただし，疲労設計が不要の場合は，別途計上する。</p> <p>(4) 動的照査</p> <p>1) 地震時の挙動を動学的に解析し，橋の地震応答特性については，静的照査法より精度良く推定することができ，また構造形式等による適用条件も少なく汎用性が高い。しかし，解析モデルの設定法等が解析結果に重要な影響を及ぼすこともあり，求められた結果の妥当性の評価や解析結果の耐震設計への反映方法等については，動的照査法に関する適切な知識と技術が必要となる。</p> <p>2) 歩掛適用範囲は，本基準書に記載のある橋種，橋長等（径間数，形状等の補正を含む）を対象とするものとし，それ以外の橋梁については別途計上する。</p> <p>(後略)</p>	<p>4-2 橋梁詳細設計</p> <p>4-2-1 積算についての注意事項</p> <p>1. 〈橋梁詳細設計全体〉</p> <p>(1) 1橋当りの歩掛</p> <p>1) 座標計算，施工計画，動的照査については，上部工，下部工，基礎工，架設工を全て含んだ1橋当りの歩掛として計上する。</p> <p>なお，1橋当りの歩掛には，1構造体として設計される橋梁に対して座標計画，施工計画，動的照査を行う為，橋種が異なる場合であっても連続高架橋は1橋分の歩掛を計上する。</p> <p>また，上下線の設計を行う場合，上下線で分離していて1構造体としての連続性がなければ2橋分を計上し，横断方向に上部工上下線を1下部工が担う場合は1連続体として計上する。</p> <p>2) 標準歩掛に記載している上部工橋種及び適用条件以外の場合は，別途考慮するものとする。 (例：少数主桁橋は標準歩掛に記載している上部工橋種として記載が無いため別途考慮する。)</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 鋼橋の設計における疲労設計</p> <p>鋼橋の設計において，疲労設計については，現行歩掛に含まれる。</p> <p>ただし，疲労設計が不要の場合は，別途考慮する。</p> <p>(4) 動的照査</p> <p>1) 地震時の挙動を動学的に解析し，橋の地震応答特性については，静的照査法より精度良く推定することができ，また構造形式等による適用条件も少なく汎用性が高い。しかし，解析モデルの設定法等が解析結果に重要な影響を及ぼすこともあり，求められた結果の妥当性の評価や解析結果の耐震設計への反映方法等については，動的照査法に関する適切な知識と技術が必要となる。</p> <p>2) 歩掛適用範囲は，本基準書に記載のある橋種，橋長等（径間数，形状等の補正を含む）を対象とするものとし，それ以外の橋梁については別途考慮する。</p> <p>(後略)</p>	

(H26) 参 4-1-41

改 正	現 行	備 考
<p>(4) 上部工詳細設計の積算例</p> <p>(中略)</p> <p>注) 歩掛適用範囲については、「径間毎の標準橋長」で決定し、適用橋長（4径間の場合は、3径間適用橋長×130%）を超えるものについては別途計上するものとし、橋長補正式による歩掛の補正はしないものとする。</p> <p>3) 予備設計の有無による補正 予備設計を実施していない場合は、標準歩掛（予備設計あり）の5%を加算する。</p> <p>4) 径間が変化する場合の補正 連続桁の場合、標準歩掛（3径間）に対して各補正率を乗じたものを加算する。したがって、4径間の場合は、標準歩掛の5%を加算する。 注) 径間数が7径間以上のものについては、別途計上するものとする。</p> <p>5) 形状の変化する場合の補正 斜橋、バチ形橋、曲線橋の場合、標準歩掛に対して各補正率を乗じたものを加算する。なお、床版で対応できる範囲の曲線橋及びバチ形橋については補正の対象としない。また、形状補正項目が重複する場合は、該当補正率のうち上位の補正率を単独使用する。 したがって、曲線橋（補正率80%）で斜橋（補正率10%）の場合は、上位補正率である80%のみを標準歩掛に乗じたものを加算する。</p> <p>6) 標準設計を利用する場合の補正 単純ポストテンションT桁橋の標準設計利用が2橋のため、 標準歩掛（単純ポストテンションT桁橋〔予備設計あり〕）×60%×2橋を計上する。</p> <p>7) その他 景観検討が必要な場合は別途計上するものとし、追加歩掛として加算する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(4) 上部工詳細設計の積算例</p> <p>(中略)</p> <p>注) 歩掛適用範囲については、「径間毎の標準橋長」で決定し、適用橋長（4径間の場合は、3径間適用橋長×130%）を超えるものについては別途考慮するものとし、橋長補正式による歩掛の補正はしないものとする。</p> <p>3) 予備設計の有無による補正 予備設計を実施していない場合は、標準歩掛（予備設計あり）の5%を加算する。</p> <p>4) 径間が変化する場合の補正 連続桁の場合、標準歩掛（3径間）に対して各補正率を乗じたものを加算する。したがって、4径間の場合は、標準歩掛の5%を加算する。 注) 径間数が7径間以上のものについては、別途考慮するものとする。</p> <p>5) 形状の変化する場合の補正 斜橋、バチ形橋、曲線橋の場合、標準歩掛に対して各補正率を乗じたものを加算する。なお、床版で対応できる範囲の曲線橋及びバチ形橋については補正の対象としない。また、形状補正項目が重複する場合は、該当補正率のうち上位の補正率を単独使用する。 したがって、曲線橋（補正率80%）で斜橋（補正率10%）の場合は、上位補正率である80%のみを標準歩掛に乗じたものを加算する。</p> <p>6) 標準設計を利用する場合の補正 単純ポストテンションT桁橋の標準設計利用が2橋のため、 標準歩掛（単純ポストテンションT桁橋〔予備設計あり〕）×60%×2橋を計上する。</p> <p>7) その他 景観検討が必要な場合は別途考慮するものとし、追加歩掛として加算する。</p> <p>(後略)</p>	

(H26) 参 4-1-42

改 正	現 行	備 考
<p>3. 〈橋梁下部工・橋梁基礎工〉</p> <p>(1) 橋梁下部工（標準歩掛）</p> <p>1) BOXアバットの歩掛は、ラーメン橋台の歩掛を使用すること。</p> <p>2) 橋脚の逆T式と張出式の考え方は、次のとおりとする。 逆T式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかからない場合 張出式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかかる場合</p> <p>3) 液状化が生じる地盤にある橋台・橋台基礎の検討については、1基当たりの追加歩掛を標準歩掛に計上する。</p> <p>4) 橋梁下部工の設計において、鋼製橋脚は、別途計上する。</p> <p>(後略)</p>	<p>3. 〈橋梁下部工・橋梁基礎工〉</p> <p>(1) 橋梁下部工（標準歩掛）</p> <p>1) BOXアバットの歩掛は、ラーメン橋台の歩掛を使用すること。</p> <p>2) 橋脚の逆T式と張出式の考え方は、次のとおりとする。 逆T式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかからない場合 張出式 ----- 張り出し部に上部工荷重がかかる場合</p> <p>3) 液状化が生じる地盤にある橋台・橋台基礎の検討については、1基当たりの追加歩掛を標準歩掛に計上する。</p> <p>4) 橋梁下部工の設計において、鋼製橋脚は、別途考慮する。</p> <p>(後略)</p>	

(H26) 参 4-1-48

改 正	現 行	備 考
<p>第5節 共同溝設計 5-1 共同溝設計 5-1-1 共同溝詳細設計開削工法 (1) 全体設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地下埋設物件の資料は発注者が収集し、貸与する事を原則とする。 2) 参加企業数の補正係数：K 2の取扱いは下記のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 企業1社で1洞道設ける場合 → 1企業としてカウントする ② 他企業と同居し、同居する事で内空断面が変わる場合 → 1企業としてカウントする ③ 他企業と同居するが、同居の如何にかかわらず内空断面が変わらない場合 → 1企業としてカウントしない 3) 全体設計と断面、箇所設計の区分は下記のとおりである。 <p style="text-align: center;">打 合 せ</p>	<p>第5節 共同溝設計 5-1 共同溝設計 5-1-1 共同溝詳細設計開削工法 (1) 全体設計</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地下埋設物件の資料は発注者が収集し、貸与する事を原則とする。 2) 参加企業数の補正係数：K 2の取扱いは下記のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 企業1社で1洞道設ける場合 → 1企業としてカウントする ② 他企業と同居し、同居する事で内空断面が変わる場合 → 1企業としてカウントする ③ 他企業と同居するが、同居の如何にかかわらず内空断面が変わらない場合 → 1企業としてカウントしない 3) 全体設計と断面、箇所設計の区分は下記のとおりである。 <p style="text-align: center;">設 計 協 議</p>	

(H26) 参 4-1-50

	現 行	備 考
<p>(3) 業務フロー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">打 合 せ</div> <div style="flex-grow: 1;"> <pre> graph TD A[設 計 計 画] --> B[現 地 踏 査] B --> C[基本条件整理検討 ・ 参画企業及び物件 ・ 線形計画条件の整理 等] C --> D[機種選定及び位置検討 ・ シールド機種選定 ・ 立坑, 分岐部及び換気の位置 ・ シールド位置検討] D --> E[特殊検討 ・ 交差物件検討 ・ 耐震検討 ・ 近接施工検討 ・ 軟弱地盤検討 ・ 本体縦断検討・設計 ・ 発進・到達防護工設計 ・ 大規模土留設計] E --> F[平面図作成 ・ 平面図 ・ 縦断図] F --> G[本体断面設計 ・ 応力計算 ・ 設計図面作成 ・ 数量計算] G --> H[覆工の検討設計 ・ 一次覆工 ・ 防水工設計 ・ 数量計算 ・ 二次覆工 ・ 排水工設計] H --> I[立坑設計 ・ 応力計算 ・ 設計図面作成 ・ 数量計算] I --> J[施工計画 ・ 基地計画 ・ 設備計画 ・ 特記事項 ・ 掘進計画 ・ 施工計画 ・ 仮設備計画] J --> K[関係機関との協議資料作成 ・ 協議用資料 ・ 説明用資料] K --> L[照 査 ・ 基本条件 ・ 設計条件 ・ 設計方針 等 ・ 設計図] L --> M[報 告 書 作 成] </pre> </div> </div>	<p>(3) 業務フロー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">設 計 協 議</div> <div style="flex-grow: 1;"> <pre> graph TD A[設 計 計 画] --> B[現 地 踏 査] B --> C[基本条件整理検討 ・ 参画企業及び物件 ・ 線形計画条件の整理 等] C --> D[機種選定及び位置検討 ・ シールド機種選定 ・ 立坑, 分岐部及び換気の位置 ・ シールド位置検討] D --> E[特殊検討 ・ 交差物件検討 ・ 耐震検討 ・ 近接施工検討 ・ 軟弱地盤検討 ・ 本体縦断検討・設計 ・ 発進・到達防護工設計 ・ 大規模土留設計] E --> F[平面図作成 ・ 平面図 ・ 縦断図] F --> G[本体断面設計 ・ 応力計算 ・ 設計図面作成 ・ 数量計算] G --> H[覆工の検討設計 ・ 一次覆工 ・ 防水工設計 ・ 数量計算 ・ 二次覆工 ・ 排水工設計] H --> I[立坑設計 ・ 応力計算 ・ 設計図面作成 ・ 数量計算] I --> J[施工計画 ・ 基地計画 ・ 設備計画 ・ 特記事項 ・ 掘進計画 ・ 施工計画 ・ 仮設備計画] J --> K[関係機関との協議資料作成 ・ 協議用資料 ・ 説明用資料] K --> L[照 査 ・ 基本条件 ・ 設計条件 ・ 設計方針 等 ・ 設計図] L --> M[報 告 書 作 成] </pre> </div> </div>	

(H26) 参 4-1-51

改 正	現 行	備 考
<p>5-1-3 打合せ</p> <p>打合せの回数は、共通仕様書に示す主要な区切りの他、占用企業者との打合せを1企業1回程度計上できるものとし、占用企業者との打合せを計上する場合は、その旨特記仕様書に明示するものとする。</p>	<p>5-1-3 設計協議</p> <p>設計協議の回数は、共通仕様書に示す主要な区切りの他、占用企業者との打合せを1企業1回程度計上できるものとし、占用企業者との打合せを計上する場合は、その旨特記仕様書に明示するものとする。</p>	

(H26) 参 4-1-52

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 電線共同溝（C・C・Box）設計</p> <p>6-1 電線共同溝（C・C・Box）設計 電線共同溝（C・C・Box）設計に当たっての注意事項</p> <p>(1) 貸与資料 設計に必要な資料等は、原則発注者が用意し貸与するものとする。設計図面として使用する地形図の作成、地下占用物件試掘調査等が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(2) 主な設計内容</p> <p>1) 予備設計は、電線類の収容予定数条数や現地状況などから条件整理を行い、管路部の概略断面、特殊部、機器等の概略設置位置の選定及び地下占用物件との位置関係に支障がないか等について比較検討を行って最適案を選定する。 また、詳細設計に必要な基本条件を整理し、基本的な設計条件を決定する。設計条件の決定にあたっては、関係機関との協議、調整結果を適正に反映しているか確認するものとする。</p> <p>2) 詳細設計は、予備設計で決定した設計条件をもとに、工事に必要な詳細構造を決定する。 管路部断面、特殊部、機器等の設置位置の決定にあたっては、配線や機器の接続工事、地下埋蔵物件の移設に大きな影響を及ぼすため、関係機関との協議、調整結果を適正に反映しているか確認するものとする。</p> <p>(3) 詳細設計の各部設計 各部設計は、予備設計で決定した設計条件等より応力計算が必要であるかを判断するものとし、構造決定に応力計算が必要と判断される場合は、詳細設計標準歩掛の各部設計を計上する。 応力計算ケース数は、同一条件（設計断面、荷重条件等の諸条件が同一）ごとに1ケースとして計上し、ケース数毎の割増率により標準歩掛を補正するものとする。 例) 設計延長2kmの詳細設計：割増率1…1.4 応力計算ケース数が5ケースの場合：割増率2…1.2 予備設計成果有り：変化率…0% 市街地の場合：変化率…0% 全体設計の設計歩掛＝全体設計標準歩掛×割増率1 ＝全体設計標準歩掛×1.4 各部設計の設計歩掛＝各部設計標準歩掛×割増率2 ＝各部設計標準歩掛×1.2 変 化 率＝(1+Σ変化率) ＝(1+(0+0)) ＝1 詳細設計の設計歩掛＝(全体設計標準歩掛×1.4+各部設計標準歩掛×1.2)×1</p> <p>(4) 関係機関との協議 関係機関との打合せ協議は、原則発注者が行うものとするが、受注者が打合せ協議を行う必要がある場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>(5) 工期の設定は、関係機関との調整や協議期間を考慮し、設計内容等を踏まえて決定する。</p> <p>(6) 主な作業は共通仕様書に基づき行い、具体的な作業内容は特記仕様書に基づき行うものとする。</p> <p>(7) 電線共同溝（C・C・Box）整備のフローチャートを6-2に示す。</p>	<p>第6節 電線共同溝（C・C・Box）設計</p> <p>6-1 電線共同溝（C・C・Box）設計 電線共同溝（C・C・Box）設計に当たっての注意事項</p> <p>(1) 貸与資料 設計に必要な資料等は、原則発注者が用意し貸与するものとする。設計図面として使用する地形図の作成、地下占用物件試掘調査等が必要な場合は、別途考慮する。</p> <p>(2) 主な設計内容</p> <p>1) 予備設計は、電線類の収容予定数条数や現地状況などから条件整理を行い、管路部の概略断面、特殊部、機器等の概略設置位置の選定及び地下占用物件との位置関係に支障がないか等について比較検討を行って最適案を選定する。 また、詳細設計に必要な基本条件を整理し、基本的な設計条件を決定する。設計条件の決定にあたっては、関係機関との協議、調整結果を適正に反映しているか確認するものとする。</p> <p>2) 詳細設計は、予備設計で決定した設計条件をもとに、工事に必要な詳細構造を決定する。 管路部断面、特殊部、機器等の設置位置の決定にあたっては、配線や機器の接続工事、地下埋蔵物件の移設に大きな影響を及ぼすため、関係機関との協議、調整結果を適正に反映しているか確認するものとする。</p> <p>(3) 詳細設計の各部設計 各部設計は、予備設計で決定した設計条件等より応力計算が必要であるかを判断するものとし、構造決定に応力計算が必要と判断される場合は、詳細設計標準歩掛の各部設計を計上する。 応力計算ケース数は、同一条件（設計断面、荷重条件等の諸条件が同一）ごとに1ケースとして計上し、ケース数毎の割増率により標準歩掛を補正するものとする。 例) 設計延長2kmの詳細設計：割増率1…1.4 応力計算ケース数が5ケースの場合：割増率2…1.2 予備設計成果有り：変化率…0% 市街地の場合：変化率…0% 全体設計の設計歩掛＝全体設計標準歩掛×割増率1 ＝全体設計標準歩掛×1.4 各部設計の設計歩掛＝各部設計標準歩掛×割増率2 ＝各部設計標準歩掛×1.2 変 化 率＝(1+Σ変化率) ＝(1+(0+0)) ＝1 詳細設計の設計歩掛＝(全体設計標準歩掛×1.4+各部設計標準歩掛×1.2)×1</p> <p>(4) 関係機関との協議 関係機関との協議打合せは、原則発注者が行うものとするが、受注者が協議打合せを行う必要がある場合は、特記仕様書に明示するものとする。</p> <p>(5) 工期の設定は、関係機関との調整や協議期間を考慮し、設計内容等を踏まえて決定する。</p> <p>(6) 主な作業は共通仕様書に基づき行い、具体的な作業内容は特記仕様書に基づき行うものとする。</p> <p>(7) 電線共同溝（C・C・Box）整備のフローチャートを6-2に示す。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>第9節 砂防構造物設計</p> <p>9-1 積算例</p> <p>9-1-1 砂防堰堤予備設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 堰堤基数：砂防堰堤1基 堰堤型式及び堰堤高：予備設計にて決定する。ただし、堰堤高についてはH=15m未満とする。 基礎工検討及び景観検討を行う。 現地踏査を行う。 打合せ回数：4回（標準歩掛＝第1回＋中間2回＋成果物納入時＝4回） <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 堰堤予備設計 土木設計業務等標準歩掛「15-1-1 砂防堰堤予備設計」の標準歩掛を用いる（標準歩掛には基礎工検討及び景観検討を含んでいる）。 〔標準歩掛〕＝堰堤予備設計歩掛……① 現地踏査 土木設計業務等標準歩掛「15-1-1 砂防堰堤予備設計」（注）1.により計上する。……② 打合せ 土木設計業務等標準歩掛「1-1 打合せ等」標準歩掛を用いる。 〔標準歩掛〕＝打合せ歩掛……③ 設計歩掛 設計歩掛＝①＋②＋③ <p>9-1-2 重力式（不透過型）砂防堰堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 堰堤型式：重力式（不透過型）砂防堰堤 堰堤基数：1基 堰堤高：14.0m 前庭工：副堰堤工，水叩き工，側壁護岸工，床固工 基礎工設計及び景観設計を行う。 打合せ回数：6回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果品納入時＝5回）＋中間1回 <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 砂防堰堤詳細設計 土木設計業務等標準歩掛「15-1-2 砂防堰堤詳細設計」の標準歩掛を用いる。 〔標準歩掛＋現地踏査〕＝砂防堰堤詳細設計歩掛……① 現地踏査 土木設計業務等標準歩掛「15-1-2 砂防堰堤詳細設計」（注）2.により計上する。……③ 打合せ 土木設計業務等標準歩掛「1-1 打合せ等」標準歩掛に中間打合せを1回分の人員を加算する。 〔標準歩掛＋中間打合せ1回の人員数〕＝打合せ歩掛……② 設計歩掛 設計歩掛＝①＋② 	<p>第9節 砂防構造物設計</p> <p>9-1 積算例</p> <p>9-1-1 砂防堰堤予備設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 堰堤基数：砂防堰堤1基 堰堤型式及び堰堤高：予備設計にて決定する。ただし、堰堤高についてはH=15m未満とする。 基礎工検討及び景観検討を行う。 現地踏査を行う。 打合せ回数：4回（標準歩掛＝第1回＋中間2回＋成果品納入時＝4回） <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 堰堤予備設計 砂防堰堤予備設計標準歩掛を用いる（標準歩掛には基礎工検討及び景観検討を含んでいる）。 〔標準歩掛〕＝堰堤予備設計歩掛……① 現地踏査 （注）1.により計上する。……② 打合せ協議 表1.4. 1打合せ協議標準歩掛を用いる。 〔標準歩掛〕＝打合せ協議歩掛……③ 設計歩掛 設計歩掛＝①＋②＋③ <p>9-1-2 重力式（不透過型）砂防堰堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 堰堤型式：重力式（不透過型）砂防堰堤 堰堤基数：1基 堰堤高：14.0m 前庭工：副堰堤工，水叩き工，側壁護岸工，床固工 基礎工設計及び景観設計を行う。 打合せ回数：6回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果品納入時＝5回）＋中間1回 <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 砂防堰堤詳細設計 現地踏査については，（注）2.により計上する。 〔標準歩掛＋現地踏査〕＝砂防堰堤詳細設計歩掛……① 打合せ協議 表1.4. 3打合せ協議標準歩掛に中間打合せを1回分の人員を加算する。 〔標準歩掛＋中間打合せ1回の人員数〕＝打合せ協議歩掛……② 設計歩掛 設計歩掛＝①＋② 	

(H26) 参 4-1-66

改 正	現 行	備 考
<p>9-1-3 重力式（透過型）砂防堰堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 堰堤型式：重力式透過型砂防堰堤（スリット部：鋼製） 2) 堰堤基数：2基 3) 堰堤高：10.0m（2基共通） 4) 基礎工設計を行う。 5) 前庭工：副堰堤工，水叩き工 6) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果物納入時＝5回） <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 重力式透過型砂防堰堤詳細設計 15m以下の重力式砂防堰堤1基当りの標準歩掛を用いる，標準歩掛から工種に該当しない側壁護岸工及び景観設計の人員を控除する。 〔標準歩掛－側壁護岸工人員＋景観検討人員〕＝1基当り歩掛…………① 2) 2基設計の割増し 表15.1から複数堰堤の割増しを行う。※ 〔1基当り歩掛×1.80〕＝2基当り歩掛…………② <p>※ 一つの流域等に複数の堰堤を配置する場合で，現場条件が同等と考えられる場合には，2基目以降を類似構造物とし「表15.1歩掛の補正」を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 現地踏査 土木設計業務等標準歩掛「15-1-2 砂防堰堤詳細設計」（注）2.により計上する。…………③ 4) 打合せ協議 土木設計業務等標準歩掛「1-1 打合せ等」標準歩掛を用いる。 〔標準歩掛〕＝打合せ歩掛…………④ 5) 設計歩掛 設計歩掛＝②＋③＋④ 	<p>9-1-3 重力式（透過型）砂防堰堤詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 堰堤型式：重力式透過型砂防堰堤（スリット部：鋼製） 2) 堰堤基数：2基 3) 堰堤高：10.0m（2基共通） 4) 基礎工設計を行う。 5) 前庭工：副堰堤工，水叩き工 6) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間3回＋成果品納入時＝5回） <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 重力式透過型砂防堰堤詳細設計 15m以下の重力式砂防堰堤1基当りの標準歩掛を用いる，標準歩掛から工種に該当しない側壁護岸工及び景観設計の人員を控除する。 〔標準歩掛－側壁護岸工人員＋景観検討人員〕＝1基当り歩掛…………① 2) 2基設計の割増し 表14.2から複数堰堤の割増しを行う。※ 〔1基当り歩掛×1.80〕＝2基当り歩掛…………② <p>※ 一つの流域等に複数の堰堤を配置する場合で，現場条件が同等と考えられる場合には，2基目以降を類似構造物とし「表14.2歩掛の補正」を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 現地踏査 （注）2.により計上する。…………③ 4) 打合せ協議 表14.3打合せ協議標準歩掛を用いる。 〔標準歩掛〕＝打合せ協議歩掛…………④ 5) 設計歩掛 設計歩掛＝②＋③＋④ 	

(H26) 参 4-1-66

改 正	現 行	備 考
<p>9-1-4 溪流保全工詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 溪流保全工延長：800m 2) 溪流保全工幅：50m 3) 横工基数：床固工 H=4.0m 5基 H=3.0m 4基 帯工 7基 4) 附属施設：取水工・排水工 3ヶ所 5) 管理用道路・景観設計を行う。 6) 予備設計は既に完了しているものとする。 7) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間2回＋成果物納入時＝4回）＋中間1回 <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 溪流保全工詳細設計 土木設計業務等標準歩掛「15-3-1 溪流保全詳細設計」の標準歩掛を用いる。 〔標準歩掛（床固工・帯工を除く）〕＝歩掛1 表15.2により歩掛1に溪流保全工延長による補正を行う。 〔歩掛1 × (0.07×800+82.5%=139%)〕＝歩掛2 パーセント表示の小数点以下四捨五入 表15.4により歩掛2に床固工及び帯工を基数分計上する。 〔歩掛2 + 表15.4 床固工9基 + 表15.4 帯工7基〕＝溪流保全工詳細設計歩掛 ……① (床固工歩掛×(1+(9-1)×0.23=2.84)) + (帯工歩掛×(1+(7-1)×0.23=2.38)) 2) 管理用道路・景観設計による加算 表15.3により、管理用道路・景観設計を計上する。 管理用道路・景観設計歩掛 ……② 3) 附属施設による加算 表15.5 附属施設による加算歩掛の取水工・排水工3ヶ所計上する。 〔表15.5 取水・排水工歩掛 × (1+(3-1)×0.26=1.52)〕＝附属施設設計歩掛 ……③ 4) 現地踏査 土木設計業務等標準歩掛「15-1-2 砂防堰堤詳細設計」(注)2.により計上する。 ……④ 5) 打合せ協議 土木設計業務等標準歩掛「1-1 打合せ等」標準歩掛に中間打合せ1回分の人員を加算する。 〔標準歩掛 + 中間打合せ1回的人员数〕＝打合せ歩掛 ……⑤ 6) 設計歩掛 設計歩掛 = ①+②+③+④+⑤ 	<p>9-1-4 流路工詳細設計</p> <p>(1) 積算条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流路工延長：800m 2) 流路工幅：50m 3) 横工基数：床固工 H=4.0m 5基 H=3.0m 4基 帯工 7基 4) 附属施設：取水工・排水工 3ヶ所 5) 管理用道路・景観設計を行う。 6) 予備設計は既に完了しているものとする。 7) 打合せ回数：5回（標準歩掛＝第1回＋中間2回＋成果品納入時＝4回）＋中間1回 <p>(2) 計算例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流路工詳細設計 〔標準歩掛（床固工・帯工を除く）〕＝歩掛1 表14.8により歩掛1に流路工延長による補正を行う。 〔歩掛1 × (0.07×800+82.5%=139%)〕＝歩掛2 パーセント表示の小数点以下四捨五入 表14.10により歩掛2に床固工及び帯工を基数分計上する。 〔歩掛2 + 表14.10 床固工9基 + 表14.10 帯工7基〕＝流路工詳細設計歩掛 ……① (床固工歩掛×(1+(9-1)×0.23=2.84)) + (帯工歩掛×(1+(7-1)×0.23=2.38)) 2) 管理用道路・景観設計による加算 表14.9により、管理用道路・景観設計を計上する。 管理用道路・景観設計歩掛 ……② 3) 附属施設による加算 表14.11 附属施設による加算歩掛の取水工・排水工3ヶ所計上する。 〔表14.11 取水・排水工歩掛 × (1+(3-1)×0.26=1.52)〕＝附属施設設計歩掛 ……③ 4) 現地踏査 標準歩掛(注)2.により計上する。 ……④ 5) 打合せ協議 表14.12 打合せ協議標準歩掛に中間打合せ1回分の人員を加算する。 〔標準歩掛 + 中間打合せ1回的人员数〕＝打合せ協議歩掛 ……⑤ 6) 設計歩掛 設計歩掛 = ①+②+③+④+⑤ 	